| | | |
|---|---|---|
| 日本 | 四六、七％ | |
| 米國 | 二三、六％ | の増加 |
| ロシア | 三七、四％ | |
| 英國 | 一〇、六％ | 減少 |

なほ第一、四半期の世界生産高は四四、一一〇噸（前年同期より五、〇四五噸の増加）であつた。

かもしれ。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 成績に反映する時期は概ね五年後の | | | 当期の業績は |
| 米國、 | 一〇、六% | 減少 | 概ね良好 |
| ロシア | 四九五% | 当期の結果 | |
| 米國 | 二四、六% | | |
| 日本 | 五六、九% | | |

P-2-d



南洋情報

一九三六年度海峽植民地歲出入

（統計局發表）

昭和拾貳年六月廿日

○歲入

| 費目 | 自一月一日至十二月三十一日 一九三六年 弗仙 | 一九三六年度豫算額 弗仙 |
|---|---|---|
| 港灣諸收入 | 二、四六七、七四〇 | 二、四〇〇、〇〇〇 |
| 免許料及諸稅 | 二、二七二、七五七、七三〇 | 二、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 諸手數料 | 一、四四八、一七三、五一〇 | 一、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 郵便電信收入 | 二、三五三、一一一、〇〇二 | 二、二三四、九〇〇、〇〇〇 |
| 官有財產收入 | 一、八二四、八二九、五八〇 | 一、八一九、八六四、〇〇〇 |
| 利子收入 | 五、四八一、九二〇、七八〇 | 五、四六九、七二五、〇〇〇 |
| 雜收入 | 一、一四三、二三一、九〇〇 | 五七〇、〇五六、〇〇〇 |
| 土地賣却益金 | 一三九、四五六、〇〇〇 | 二七〇、七五〇、〇〇〇 |
| 植民地開發資金 | 三、二七八、五七〇 | 五、八五一、〇〇〇 |

| | 弗 | 仙 | 弗 | 仙 |
|---|---|---|---|---|
| 合計 | 三五、一二四、一三七、四三 | 三三、五〇一、七六四、〇〇 | | |
| ○歳出 | | | | |
| 公債費 | 三七、〇八三、四〇 | 三七、一〇六、〇〇 | | |
| 恩給退職賜金賞與 | 二、四一八、七四六、七二 | 二、四七八、七六二、〇〇 | | |
| 慈善費 | 六八、〇六三、八〇二 | 七二、七七五、〇〇 | | |
| 總督 | 一、一三一、七八〇、四三 | 一、一四〇、〇四一、〇〇 | | |
| 馬來亞文官費 | 五一八、三六六、二一 | 六三〇、一二〇、〇〇 | | |
| 海峽植民地文官費 | 八、三九〇、九六 | 一、二五〇、〇〇 | | |
| 書記官費 | 一、一八一、九六七、二四 | 一、二四五、三九五、〇〇 | | |
| 總務長官及地方理事官 | 一一九、六七二、九九 | 一三七、〇〇二、〇〇 | | |
| 統監秘書官 | 一、一三四、〇八 | 一〇、七五七、〇〇 | | |
| 馬來亞人官吏局 | | 三二、一六六、〇〇 | | |
| 農務局 | 八四、六四二、三一 | 九八、七一六、〇〇 | | |
| 分析局 | 五三、二六七、一二 | 六三、八四九、〇〇 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 會計檢査局 | 一一〇、八〇七、一七 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一二四、五二〇、〇〇〇 |
| 華民保護局 | 六六、一六三、九四 | 八〇、〇〇〇、〇〇〇 | 三五、〇〇〇、〇〇〇 |
| 產業組合費 | 二、三五三、一三 | 三〇、〇〇〇、〇〇〇 | 三、〇〇〇、〇〇〇 |
| 排水灌漑局 | 二六、五四二、八二 | 三五、〇〇〇、〇〇〇 | 二、〇〇〇、〇〇〇 |
| 教育局 | 二、一七〇、六九三 | 二、五九七、三九六 | 二、〇〇〇、〇〇〇 |
| 國產稅局 | 一、一一三、八四一、七三 | 一、四六九、五六〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 漁業局 | 七七〇、八〇一、〇九 | 八〇、七三六、四〇〇 | 四〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 林務局 | 五六、二六三、六三 | 六〇、七九七、〇〇〇 | 四〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 植物園 | 一二三、一一八、五〇 | 一二、九〇九、二〇〇 | 三〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 移民局 | 六一、〇九三、八八 | 五一、七三九、〇〇〇 | 〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 勞動局 | 二九、三一一、八〇 | 二、五七二、〇〇〇 | 〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 土地及地方役所 | 二三、二七、九四五、八 | 三、〇六六、〇〇〇 | 〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 法務費 | 四〇七、七六九、一五 | 四八、六九三、〇〇〇 | 〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 海事費 | 四九、二八三、七四 | 五四、七一二、〇〇〇 | 〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 海事測量費 | 六七八九九五四 | 七七二五七〇〇 | |
| 醫務費 | 四〇七二九九二四 | 四四六三一三〇〇 | |
| 醫務局保健部 | 一五六〇一四六二五 | 一六二三五六〇〇 | |
| 仝社會衞生部 | 一〇二八二二一五 | 一一一六三四〇〇 | |
| 仝病院及施療所費 | 二三一〇三八九八五 | 二四四八四九二〇〇 | |
| 陸軍費 | | | |
| 國防費負擔額 | 四〇〇〇〇〇〇〇 | 四〇〇〇〇〇〇〇 | |
| 地方軍團費 | 四三五〇七四九八 | 四五四二七〇〇〇 | |
| 雜支出 | 三九二一八九〇一五 | 三〇九五四三九〇〇 | |
| ラフルス博物館及圖書館 | 四四三三四六三 | 五一二七六〇〇 | |
| 警務計費 | 二八六八二九四七 | 三〇六四九二〇〇 | |
| 郵便局費 | 一八二一三〇三八 | 二一一九四一〇〇 | |
| 印刷局 | 二四三二一八二一 | 二二五八〇三〇〇 | |

| | | |
|---|---|---|
| 刑務所 | 四二三、五七〇、九二〇 | 五七四、四四〇、〇〇〇 |
| 土木局 | 六五五、八〇五、九四〇 | 七三九、二五二、〇〇〇 |
| 仝繼續事業費 | 一、一一〇、二九四、〇二〇 | 一、一六六、二五〇、〇〇〇 |
| 仝臨時費 | 三、八八一、九三〇、六一〇 | 四、八一〇、四五六、〇〇〇 |
| 統計局 | 八〇、五一三、四三〇 | 八一、六六一、〇〇〇 |
| 測量局 | 三六一、三一六、四三〇 | 四一五、四四八、〇〇〇 |
| 運輸費 | 一八、四七三、七六〇 | 一、一一五、〇〇〇 |
| 財務費 | 一五〇、三七〇、一八〇 | 一四六、〇三三、〇〇〇 |
| 獸醫費 | 六四、三三九、五二〇 | 七二、七五七、〇〇〇 |
| 植民地開發資金補助金 | 二、七六二、七二〇 | 五、八五一、〇〇〇 |
| 合計 | 三三、三九八、九一二、二二〇 | 三五、九四八、九七一、〇〇〇 |

| | | |
|---|---|---|
| 合計 | 三五三六八六一二五二 | 三五六四六五四一〇〇〇 |
| 鉄道賃金 | 二七七四六二〇〇〇 | 二七八一〇〇〇 |
| 電信賃金 | 六四三五六〇〇〇 | 三五〇〇〇〇〇 |
| 郵便賃金 | 一五〇三〇〇〇〇 | 一四〇三〇〇〇〇 |
| 運輸賃金 | 一八四三六〇〇〇 | 一一一一五〇〇〇 |
| 關稅 | 三六一一六〇〇〇 | 四一五四八〇〇〇 |
| 鹽稅 | 八〇五一三〇〇〇 | 八一六六一〇〇〇 |
| 公債利息 | 三八八一六〇〇〇 | 四八一〇五五〇〇〇 |
| 公營事業收益 | 一一一〇五四〇〇〇 | 一一一六六二五〇〇〇 |
| 土木局所 | 六五六八〇〇〇〇 | 六五六三五〇〇〇 |

P-11-D

昭和拾貳年六月廿日

## 南洋情報

### 一九三六年度馬來の米輸入額

バンコック、ラングーン、サイゴン、香港等より一九三六年度に輸入された米は總額七十一萬五千六百三十二噸、價額四千三百〇五萬三千八百〇五弗に達した。前年度（一九三五年）の六十五萬四千八百四十四噸に比較して六萬餘噸の增加となつてゐる。

次に年別にその數字を示せば

| 年別 | 輸入 | 移出 | 馬來消費量 |
|---|---|---|---|
| 一九三〇年 | 八〇〇、四四三噸 | 二〇八、六八八噸 | 五九一、七五五噸 |
| 一九三一年 | 六九一、一一二 | 一七五、三八五 | 五一五、七二七 |
| 一九三二年 | 五九二、二〇九 | 一八三、二〇九 | 四〇九、〇〇〇 |
| 一九三三年 | 五九二、九〇〇 | 一五八、九四四 | 四三三、九五六 |
| 一九三四年 | 六一九、九一七 | 一六五、九六八 | 四五三、九四九 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一九三五年 | 六四五、八四四 | 一八四、四六〇 | 四七〇、三八四 |
| 一九三六年 | 七一五、六三二 | 一八一、八三七 | 五三三、七九五 |

右表の移出は蘭領東印度に輸出されるものである。

今年度より蘭印政府は外米輸入禁止をなしつゝある爲、馬來輸入に大きな影響が招來されてゐる。支那人米商組合は總領事を介して蘭印政府と接渉中なるも未だ解決しない。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

| | | | |
|---|---|---|---|
| [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |

P-2-D

南洋情報

昭和拾貳年六月拾五日

## 馬來亞聯邦州政府屑鐵輸出禁止

（コーラ、ランポーナ四日發信）

馬來亞聯邦州政府は屑鐵の不足により六月十四日から屑鐵の輸出禁止を決行するに至つた、此の旨官報附錄を以て發表された。

聯邦州高等辨務官は一九三六年關稅法第百二十及第百二十一項によつて與へられた權限をもつて左の規則並に禁止條項を制定するものなり。

一、本規則は一九三七年屑鐵（スクラップ、アイアン）輸出法法と稱す。

二、馬來亞聯邦州より屑鐵の輸出は本日より禁止する、但し海峽殖民地に於て消費される屑鐵は鑛山監理局長の權限によつて發行された證明書を所持する場合にのみ海峽殖民地に輸出することを得。

該法令が實施に到つた緯緯は新嘉坡の機械工場が連署して政府に

陳情した結果である、屑鐵の大部分は日本向け輸出されてゐたものであるが、ローカル工場が鐵不足の爲め日本向輸出を禁止方當局に對して策動したものとみられてゐる。

[illegible]

わゆる、ローセウ日記を綴る時の態度の如何を問題にせねばならぬ。

[illegible]

P-11-D

南洋情報

昭和拾貳年六月廿日

## 護謨價慘跌の原因

今年四月第二週より護謨市價は續落崩潰し今後の見透し困難の現狀に在る。四月初旬新嘉坡市場封度四十五仙二三の高値を示して居つたが、その後續落して六月十日にはすでに一三十一仙一二となり、十四仙以上の慘落を見せた。毎担に付き十九弗以上の低落である。この驚くべき慘落に關しては諸多の原因を擧げて論じられてゐるが、その最大の原因とみられるものは、軍擴の嵐の中需要激增を見越しての投機商の過度の煽揚による結果である。

## 世界在庫護謨の減量

ロンドン在庫は一九三五年九月十七萬五千餘噸の多量に達したが、今年四月に至り五萬噸台と驚く可き減少を示したが五月に入りて更らに五萬噸台を割る現狀にて一九二五年以來の在庫減少である。

米國亦二十萬台を割り今年五月十七萬四千噸と激減となつた。制限前には米國の在庫は三十六萬噸を超ゆるものがあつたのである。世界全在庫量は一九三六年末に四十三、四萬噸であつたが、今年四月に至り四十萬噸台を割り三十九萬噸〇三百三十四噸に減少した。この驚人的現狀に追ひ込んだものは

投機商の肆意操縱である。

因は自から國際護謨生産制限協定の後に在り、一般有力資本家は護謨の將來に等しく希望を有ち護謨栽培經營に極力し、一方その生産制限協定に成功し、資本的機構完璧の下購買蓄積して一九三四年六月以後一九三五年九月に至るの間十七萬餘噸のストックを持つに到つた、その後國際經濟局面の日趨好轉により護謨價好調を示し、護謨工業亦異常の發展を遂げ、生産者及工業者共に一二倍の利得に惠まれた、貧なき投機商は三月より四月にかけ市價一再抬高を謀り四十五仙台の高騰をしめした、これが米國の製造業者に大きな反響

四十五仙合の高騰をしめし、たゞ、米國の製造業者に大きな影響を與へたのみならず、資本主義諸國の經濟界に一層強き影響を與へた。

一九二四年末から一九二五年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九二五年末から一九二六年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九二六年末から一九二七年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九二七年末から一九二八年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九二八年末から一九二九年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九二九年末から一九三〇年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九三〇年末から一九三一年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九三一年末から一九三二年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九三二年末から一九三三年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九三三年末から一九三四年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九三四年末から一九三五年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九三五年末から一九三六年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九三六年末から一九三七年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九三七年末から一九三八年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九三八年末から一九三九年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九三九年末から一九四〇年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九四〇年末から一九四一年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九四一年末から一九四二年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九四二年末から一九四三年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九四三年末から一九四四年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九四四年末から一九四五年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九四五年末から一九四六年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九四六年末から一九四七年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九四七年末から一九四八年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九四八年末から一九四九年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九四九年末から一九五〇年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九五〇年末から一九五一年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九五一年末から一九五二年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九五二年末から一九五三年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九五三年末から一九五四年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九五四年末から一九五五年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九五五年末から一九五六年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九五六年末から一九五七年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九五七年末から一九五八年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九五八年末から一九五九年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九五九年末から一九六〇年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九六〇年末から一九六一年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九六一年末から一九六二年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九六二年末から一九六三年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九六三年末から一九六四年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九六四年末から一九六五年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九六五年末から一九六六年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九六六年末から一九六七年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九六七年末から一九六八年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九六八年末から一九六九年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九六九年末から一九七〇年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九七〇年末から一九七一年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九七一年末から一九七二年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九七二年末から一九七三年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九七三年末から一九七四年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九七四年末から一九七五年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九七五年末から一九七六年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九七六年末から一九七七年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九七七年末から一九七八年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九七八年末から一九七九年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九七九年末から一九八〇年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九八〇年末から一九八一年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九八一年末から一九八二年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九八二年末から一九八三年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九八三年末から一九八四年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九八四年末から一九八五年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九八五年末から一九八六年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九八六年末から一九八七年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九八七年末から一九八八年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九八八年末から一九八九年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九八九年末から一九九〇年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九九〇年末から一九九一年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九九一年末から一九九二年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九九二年末から一九九三年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九九三年末から一九九四年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九九四年末から一九九五年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九九五年末から一九九六年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九九六年末から一九九七年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九九七年末から一九九八年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九九八年末から一九九九年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

一九九九年末から二〇〇〇年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

二〇〇〇年末から二〇〇一年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

二〇〇一年末から二〇〇二年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

二〇〇二年末から二〇〇三年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

二〇〇三年末から二〇〇四年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

二〇〇四年末から二〇〇五年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

二〇〇五年末から二〇〇六年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

二〇〇六年末から二〇〇七年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

二〇〇七年末から二〇〇八年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

二〇〇八年末から二〇〇九年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

二〇〇九年末から二〇一〇年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

二〇一〇年末から二〇一一年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

二〇一一年末から二〇一二年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

二〇一二年末から二〇一三年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

二〇一三年末から二〇一四年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

二〇一四年末から二〇一五年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

二〇一五年末から二〇一六年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

二〇一六年末から二〇一七年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

二〇一七年末から二〇一八年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

二〇一八年末から二〇一九年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・二仙、三・三仙、四・四仙、五・五仙、六・六仙、七・七仙、八・八仙、九・九仙、十仙、十一仙、十二仙、十三仙、十四仙、十五仙、十六仙、十七仙、十八仙、十九仙、二十仙合計十九仙の高騰をしめした。

二〇一九年末から二〇二〇年に至る間十ヶ月の間に於ける米國の輸入ゴムの價格は一ポンド平均二・

適此時發生英米佛三國の金本位制恢復の謠傳勿ち一般商品市場は均しく恐慌狀態に陷へり同時に諸物價向下し落跌の烈風に見舞はれ於是護謨商はその波動を避けんと極力したるも空しく今日の慘落の苦汁を咎むに至つた、而して米國の製造工業者達は一九三四年の生産制限協定以來不滿を抱き居り今日を期して聯成一氣組織團結し、生産制限委員會の失當措施に對抗しつゝありと傳へられる。

この爲めに護謨價は狂崩の致命傷を受け、投機筋恐慌を起し、市場は混亂收拾難に立ち到つた、六月五日英米兩大市場は毎週六日營業停止を決定實行は以て護謨市場の沉滯を助長するに足るのみである。

新嘉坡總督トーマース氏はそのステートメントの中に於いて、護謨價の高騰は自然ゴム市場の前途に影響するであらう。而亦獨逸の人造ゴムの成功とゴム輸入稅の徵收は等しくゴム市場に軟弱を招來するものである」と。

紹を經て滿洲市場に於てはスコットランドの獨人の殺人鑄物の販賣を中心としてスコットランドの獨人の經營の高級自轉車の輸入を計畫しつゝあるものである。

（ハルビン特電發表）

る。

業者を代表する足立貿易株式會社の滿洲市場に於ける貿易指數は昨年六月五日來滿大市場に於ける貿易指數は昨年六月五日來滿大市場に於ける貿易指數は昨年六月五日來滿大

昭和拾貳年壹月廿日



## 護謨價慘落中に於ける米國の消費量

### 五月分消費量五萬一千七百噸

### 在庫及輸送途上に在るもの共に減少

護謨價が今日の慘落に到る迄前後二ヶ月餘、新嘉坡に於いて既に十四仙内外の落差を見せる三十一仙台となつた、三月下旬より四月の第一週間四十五仙二三の好調を示してゐたのであつた、ロンドン十三片台遂に九片台に下落し、ニューヨーク市場亦二十六仙七が十八仙三と落ち、現下の情勢樂觀を許さゞるものがあると、この狂崩市場に於いて世界的消費量最多の米國斯業の形勢如何が一般護謨業界の至深の關心事である。

五月中米國の護謨消費量は五萬一千七百噸に達しこれを四月分の五萬一千八百噸に比する時僅かに百噸の減少である、三月分五萬二

五萬一千八百噸に出でゝ居るが、二月分五萬二千噸の減少となり、三月分四萬八千噸の減少となり、四月分五萬一千八百噸に減少した。

五月中米國の護謨消費量は五萬一千七百噸に達したが、昨年の同月に比べて一千噸の減少である。

米國護謨工業の一大中心地たるオハイオ州アクロン市の護謨消費量は一九三六年の第一四半期に於ては、前年の同期に比べて八割三増を示したが、第二四半期に於ては、前年の同期に比べて二割三増に過ぎなかつた。

十三月合計に於ては、前年の同期に比べて一割一増に過ぎなかつた。

アクロン市の護謨消費量は、一九三六年の第一四半期に於ては、前年の同期に比べて二十六割七増を示したが、第二四半期に於ては、前年の同期に比べて一割一増に過ぎなかつた。

十四半期内に於ける護謨消費量は、三十一年間に於ける最高であつた。

護謨價格は、今日の勢ひに於ては、前年二月末頃、自動車及輪胎業者が上海に於ける共同の買付を開始したことが、その共同の買付を開始したことが、

五月分の消費量は五萬一千七百噸

護謨價格中に於ける米國の消費量

南洋貿易



千九百噸に比較して一千二百噸減量、二月分五萬〇三百噸より增加すること千四百噸、一月分四萬八千七百噸に比して三千噸の增加となつて今年五ヶ月間の第二位であつた、昨年一九三六年五月の五萬〇五百噸より增加一千二百噸を示した。

次に最近三ヶ年間の米國ゴム消費量表を示せば。

| 月別 | 一九三七年 | 一九三六年 | 一九三五年 | 一九三四年 |
|---|---|---|---|---|
| | 噸 | 噸 | 噸 | 噸 |
| 一月 | 四八、七〇〇 | 四八、六〇〇 | 四七、一〇〇 | 四〇、四三〇 |
| 二月 | 五〇、三〇〇 | 三六、七〇〇 | 四三、二〇〇 | 四〇、六一〇 |
| 三月 | 五二、九〇〇 | 四二、九〇〇 | 四二、六二〇 | 四七、六一四 |
| 四月 | 五一、八〇〇 | 五一、九〇〇 | 四四、七〇〇 | 四四、九四四 |
| 五月 | 五一、七〇〇 | 五〇、五〇〇 | 四六、五六八 | 四三、〇〇〇 |
| 六月 | | 五二、六〇〇 | 三六、六二三 | 四〇、三〇〇 |
| 七月 | | 四八、一〇〇 | 三六、三八三 | 三二、六〇〇 |
| 八月 | | 四六、七〇〇 | 三九、二四二 | 三三、三〇〇 |

| 月 | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 |
|---|---|---|---|
| 八月 | 五、七〇〇 | 四、六七〇 | 三、八二〇 |
| 十月 | 五、〇〇〇 | 四、八一〇 | 三、六三八 |
| 六月 | | 五、二六〇 | 三、六二三 |
| 五月 | 五、七〇〇 | 五、〇五〇 | 四、一五六 |
| 四月 | 五、八〇〇 | 五、一八〇 | 四、四七〇 |
| 三月 | 五、二〇〇 | 四、二〇〇 | 四、二六〇 |
| 二月 | 五、〇三〇 | 三、六七〇 | 四、三二〇 |
| 一月 | 四、八〇〇 | 四、八六〇 | 四、一七〇 |
| 昭和 | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 |

米國最近三ヶ年間の米國ヒゝ市費量を示せば。

五百噸より一千二百噸を示した。

○萬五百噸、即一九三六年五月の輸入量は一千二百噸の減少であつた。

加增ゆえ一九三七年の輸入量は二月分五萬三〇〇〇噸に比べ

一千二百噸の減少であつた。

| 月 | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 |
|---|---|---|---|
| 九月 | 四、六三〇〇〇 | 四、六七〇〇〇 | 三、八二〇〇〇 |
| 十月 | 四、九五〇〇〇 | 四、八一〇〇〇 | 三、六三八〇〇〇 |
| 十一月 | 五、〇三〇〇〇 | 五、二六〇〇〇 | 四、二〇〇〇〇 |
| 十二月 | 四、九六〇〇〇 | 五、〇五〇〇〇 | 四、二八〇〇〇 |
| 計 | 五、七三〇〇〇 | 四、九七〇〇〇 | 四、五六〇〇〇 |

右表の示す如く年々增加しつゝある米國の護謨消費の情勢を知るであらう。

在庫數量及輸送途上に在るものを見れば、五月十八日ニューヨーク來電によれば、五月中在庫量十七萬三千噸四月分の十七萬四千九百噸に比較して一千九百噸の減少となつた、亦五月中輸送途上に在つたもの五萬八千五百噸、四月分の七萬二千五百噸より減ずること一萬四千噸であつた、次に前年來の各月統計を示せば、

一萬四千噸であつた。次に前年來の各月各種別を示せば、

| 月別 | 一九三六年在庫量 | 輸送途上數量 | 合計 |
|---|---|---|---|
| | 噸 | 噸 | 噸 |
| 一月 | 二七六、四〇〇 | 四三、九〇〇 | 三二〇、三〇〇 |
| 二月 | 二七三、三〇〇 | 四六、五〇〇 | 三一九、八〇〇 |
| 三月 | 二七六、八〇〇 | 五八、九〇〇 | 三三五、七〇〇 |
| 四月 | 二六四、二〇〇 | 四七、七〇〇 | 三一二、九〇〇 |
| 五月 | 二四八、三〇〇 | 四八、九〇〇 | 二九七、二〇〇 |
| 六月 | 二四五、九〇〇 | 四七、二〇〇 | 二九三、一〇〇 |
| 七月 | 二三四、五〇〇 | 六〇、三〇〇 | 二九四、八〇〇 |
| 八月 | 二二五、一〇〇 | 六三、六〇〇 | 二九二、七〇〇 |
| 九月 | 二二八、五〇〇 | 六二、二〇〇 | 二九一、一〇〇 |
| 十月 | 二一九、〇〇〇 | 六七、八〇〇 | 二八一、八〇〇 |
| 十一月 | 二一二、五〇〇 | 七三、五〇〇 | 二八六、二〇〇 |
| 十二月 | 二一八、八〇〇 | 六六、三〇〇 | 二七五、一〇〇 |

一萬五千噸であつた。前年來の各月各種別を示せば、

| 月別 | 一九三六年在庫量 | 輸送途上數量 | 合計 |
|---|---|---|---|
| | 噸 | 噸 | 噸 |
| 一月 | 二七六、四〇〇 | 四三、九〇〇 | 三二〇、三〇〇 |
| 二月 | 二七三、三〇〇 | 四六、五〇〇 | 三一九、八〇〇 |
| 三月 | 二七六、八〇〇 | 五八、九〇〇 | 三三五、七〇〇 |
| 四月 | 二六四、二〇〇 | 四七、七〇〇 | 三一二、九〇〇 |
| 五月 | 二四八、三〇〇 | 四八、九〇〇 | 二九七、二〇〇 |
| 六月 | 二四五、九〇〇 | 四七、二〇〇 | 二九三、一〇〇 |
| 七月 | 二三四、五〇〇 | 六〇、三〇〇 | 二九四、八〇〇 |
| 八月 | 二二五、一〇〇 | 六三、六〇〇 | 二九二、七〇〇 |
| 九月 | 二二八、五〇〇 | 六二、二〇〇 | 二九一、一〇〇 |
| 十月 | 二一九、〇〇〇 | 六七、八〇〇 | 二八一、八〇〇 |
| 十一月 | 二一二、五〇〇 | 七三、五〇〇 | 二八六、二〇〇 |
| 十二月 | 二一八、八〇〇 | 六六、三〇〇 | 二七五、一〇〇 |

本年度五ヶ月間の統計

| 月別 | 在庫 | 輸送途上 | 合計 |
|---|---|---|---|
| | 一九三七年 | | |
| 一月 | 二〇六、九〇〇頓 | 五五、一〇〇頓 | 二五七、〇〇〇頓 |
| 二月 | 一九三、九〇〇 | 二三、五〇〇 | 二四七、四〇〇 |
| 三月 | 一九一、六〇〇 | 五七、〇〇〇 | 二四八、六〇〇 |
| 四月 | 一七四、九〇〇 | 七二、五〇〇 | 二四七、四〇〇 |
| 五月 | 一七三、〇〇〇 | 五八、五〇〇 | 二三一、五〇〇 |

米國の在庫數量は右によつてみれば漸次減少の一途を辿りつゝあり、然して需要の増加と、護謨生産制限に原因して今年度に入りて、米國が標示する二十萬噸在庫を割る狀態にある。

在庫數量の激減、需要の増加等によつて輸送が急がれ自然輸入に於いて非常な増加を來したが、その間投機商がこの機に乘じて市場の操縦をなしたる爲め市價下落に次く下落を招來した、統計に據れは五月分輸入總額五萬〇八百噸に達したるも尚五月分消費量に不足



| 月別 | 輸入額 | 消費量 | 錫鉱石數量 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| | 一九三六年 | | | |
| 一月 | 二一、六〇〇頓 | 二六、六〇〇頓 | 四、三〇〇頓 | 二、一〇〇頓 |
| 二月 | 二一、三〇〇 | 二六、三〇〇 | 四、六〇〇 | 二、〇〇〇 |
| 三月 | 二一、六〇〇 | 二六、八〇〇 | 五、八〇〇 | 二、〇〇〇 |
| 四月 | 二六、四〇〇 | 二七、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 二、〇〇〇 |
| 五月 | 二四、八〇〇 | 二七、〇〇〇 | 四、八〇〇 | 二、〇〇〇 |
| 六月 | 二四、五〇〇 | 二七、〇〇〇 | 四、五〇〇 | 二、〇〇〇 |
| 七月 | 二三、四〇〇 | 二七、〇〇〇 | 六、〇〇〇 | 二、〇〇〇 |
| 八月 | 二二、五〇〇 | 二七、〇〇〇 | 六、三〇〇 | 二、〇〇〇 |
| 九月 | 二二、八〇〇 | 二七、〇〇〇 | 六、〇〇〇 | 二、〇〇〇 |
| 十月 | 二一、八〇〇 | 二八、八〇〇 | 六、八〇〇 | 二、〇〇〇 |
| 十一月 | 二一、二〇〇 | 二八、六〇〇 | 六、二〇〇 | 二、〇〇〇 |
| 十二月 | 二一、八〇〇 | 二七、一〇〇 | 六、三〇〇 | 二、一〇〇 |

月輸入額の三萬五千九百噸に比して一萬四千九百噸の激增であつた、この米國市場の動態に現下一般護謨業者の注意は集中されてゐる。

米國に於ける再製護謨の消費量も亦相當な額に達しられまた生護謨業者の關心事である、即ち五月分米國再製ゴムの消費量は一萬四千七百噸四月分の一萬四千八百噸より僅かに減少すること百噸市場の消息に據れば米國の再製ゴム消費量は增加されることはあつても減少することは多くないとみられてゐる、一九三四年度下半期當時に在つては毎月七八千噸台なりしも、一九三五年一月に至つて一萬一千三百噸となり其餘各月共一萬噸未滿に明けて、一九三六年二月分七千四百噸、三月分八千八百噸を低記錄として從來一萬噸を超過し續けてゐる、昨一九三六年十二月に至り一萬二千九百噸となり逐月增加しつゝあり、今年三月の消費量實に一萬五千四百噸の最高記錄を示し、生護謨消費量の四分の一に達し生護謨にとりて大きな脅

綿を示し、生糸輸出消費量の四分の一に達したのである。

月間消費量は今年三月の消費量実績一萬五千四百噸の高水準に達したのであるが、昨年三月に於ける月間消費量は一萬二千五百噸であつたのに比べ、三月分八千四百噸、三月分八千七百噸を比較すると、綿糸輸出は一萬噸未滿に過ぎず、其の後月々減少の傾向を辿り、一千三百噸と、其の後月々減少の傾向を辿り、一千三百噸と、其の後月々減少の傾向を辿り、一千三百噸と

| | | | |
|---|---|---|---|
| 十二月 | 一、六六〇〇 | 九一〇〇 | 一四〇〇〇 |
| 十一月 | 一、三〇〇〇 | 九四〇〇 | 一三〇〇〇 |
| 九月 | 一、六二〇〇 | 八六四〇 | 一五〇〇〇 |
| 八月 | 一、〇〇〇〇 | 八五〇〇 | 一四〇〇〇 |
| 七月 | 一、八〇〇〇 | 八三六〇 | 一四〇〇〇 |
| 六月 | 一、五〇〇〇 | 八三〇〇 | 一四〇〇〇 |
| 五月 | 一、四〇〇〇 | 八三八〇 | 一四〇〇〇 |
| 四月 | 一、〇三〇〇 | 一〇五〇〇 | 一四八〇〇 |
| 三月 | 八八〇〇 | 九四一〇 | 一五四〇〇 |
| 二月 | 一、四七〇〇 | 九三六〇 | 一三五〇〇 |
| 一月 | 一、〇〇〇〇 | 一、〇三〇〇 | 一五四〇〇 |
| 昭和十六年 | 一、三六〇〇 | 一、三五〇〇 | 一三六〇〇 |

一九三五年以來米國の再興鐵鋼業量の推移を示す。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 十二月 | 一二、九〇〇 | 八、五〇〇 | |
| 合計 | 一二九、九〇〇 | 一一三、二〇〇 | |

| | | |
|---|---|---|
| 〇〇四六一一 | 〇〇六四一一 | 十三年分 |
| 〇〇四六 | 〇〇六四一 | 十三年度 |

昭和拾貳年六月廿壹日

## 南洋情報

### 前年度來よりの世界錫消費量の增加

「六月二十三日ヘーグ公報」

本年四月三十日截止一ヶ年の世界錫消費總額は十七萬三千六百八十三噸。一九三六年四月三十日截止前一ヶ年の消費總額十五萬六千三百九十一噸であつて、比較一萬七千二百九十二噸の增加を示した。

主要消費國の增加は米國の一萬七千八百噸を筆頭に其他各國の增加率はソ聯四〇パーセント、佛蘭西一三・九パーセント、日本二五パーセント、ポーランド四八パーセント、カナダ一〇パーセントにして獨り英國のみ一四・七パーセントの減少であつた。

一九三七年一月より四月に至る四ヶ月間の世界錫總產額は六萬〇六百四十六噸にして、消費量は六萬五千六百三十六噸、前年同期の生產量五萬五千〇四十六噸、消費量五萬四千六百九十四噸であつた」と。

國際錫生產制限の存廢問題

米國の大手筋の發表によれば五月米國の錫ストックは七百二十二噸の減少を示し、亦輸入に於いても意料外の減額を來し僅かに六千四百二十五噸に過ぎなかつた。但しこれは原產地馬來亞及蘭印の生產減の故であつた。

昨年十月の報告書中には錫生產制限廢棄の可能を說いて居る、卽ち現在の鎖費總額計算に則すれば六ヶ月間無制限に生產すれば顯かに世界の供給總額は增加する、然も最多五千噸を超過しないであらう。世界供給總額も亦僅かに二萬二千噸內外の增加を來すに過ぎないが全く生產制限を廢棄すれば世界の錫產額は二倍に達するであらう、自然馬來亞、蘭印の生產も驚人的增加を來すものと信ぜられる。

生產制限參加各國はその割當額の少き爲め使用工人をして生產增加を禁止するの矛盾をなしつゝある、ボリビヤ、ニゲリヤに於いてそれを證明してる、亦馬來亞、蘭印も均しくその例である、馬來亞



も。

生產量五萬五千〇四十六噸、費量五萬四千六百八十四噸となつた。

六百四十六噸となつた、費量は六萬五千六百三十六噸、前年同期の一九三三年一月より四月に至る四ヶ月間の世界錫鑛生產量六萬〇[illegible]

[illegible]費量の減少があつた。

[illegible]ハーサンとイ、ホーモンとイ四八六ハーサンとイ、[illegible]一〇六ハーサンとイ、[illegible]率は[illegible]ハーサンとイ、日本二五[illegible]西一三。[illegible]ハーサンとイ、蘭領西[illegible]

生產費鎖費の[illegible]は米國の一萬[illegible]千八百噸、[illegible]の[illegible]

三百八十一噸となつた、[illegible]一萬[illegible]千二百八十二噸の[illegible]を示した。

十三噸。一九三六年四月三十日迄世界一ヶ年の費鎖[illegible]千五萬六千

本年四月三十日迄世界一ヶ年の世界鑛費鎖[illegible]千七萬三千六百八

[illegible]

「六月二十三日ハーサンとイ」

前年度來のもの世界鑛費鎖

南洋制限

亞來亞、蘭印、ビルマ、ニューギニヤ、ボルネオ、ニューカレドニヤ、ハワイ、ジャワ

鎖費額はその製品輸出額より超過すること二千八百七十噸であつた、昨年九月末のストックは二千八百七十噸の減少をみたのである。米國に於ける錫鎖費額の最高は一九二九年の八萬七千噸で、昨年度總鎖費額は七萬二千二百六十四噸であつた。

英國錫鎖費額

國際錫委員會預算の英國の錫鎖費額は一九三六年三月に至る一ヶ年二萬三千五百十七噸、一九三七年三月に至る一ヶ年二萬一千〇三十噸で、世界的情勢と反對に英國の鎖費額減少は預算正否疑問である、譬へばイルース錫工場の平均鎖費率は本年度已に五十七%より六十七%に增加を示してるにも不拘工業用錫の鎖費額が減少してゐるのは何故であるか?。

錫市況六月二十一日

| | | |
|---|---|---|
| ロンドン | 現物 | 二四七磅 |
| | 先物 | 二四六磅 |

一〇志



錫工業は一九三六年十月より一九三七年三月に至る六ヶ月間の錫の生産は日本の錫の輸出は何れも昨年第三、四半期の輸出割當を百十パーセント上廻り、一九三七年三月に至る一ヶ年の輸出は本年第一四半期の輸出割當を百十パーセントを超過し、一九三七年三月に至る一ヶ年の輸出は一萬八千噸と亞米利加の輸入は一千八百八十噸、蘭印輸出不足額一千八百八十噸である本年一月より四月に至る輸出不足額（輸出割當量一三百三

米國の錫業界（紐育商業興信録）

米國の錫業界は昨年第一四半期に於ける米國の錫輸入額は同期内の錫費額に比べ遙に上廻つたが、これは米國製造工業者の在庫の增加であつた。

錫工業は錫の出鎖率の大きな組織と錫鎖費率を與へるか分明なる如く錫の半ばは何れも鎖率を以てされたるものである。ラスイヤ實驗は第二十八百八十五噸に過ぎなかつた、鎖費は第二十八百八十五噸に過ぎなかつた、鎖費は亞米利加一萬八千噸と比べるとかつて、正月一日現在の錫鎖率は本年一月より四月に至る輸出不足額（輸出割當量）

| | |
|---|---|
| ニューヨーク現物 | 五五仙八分ノ一 |
| 新嘉坡現物 | 一二弗二五仙 |

附記

錫輸出割當

國際錫委員會は本年第三、四半期の輸出割當を百十パーセントと決定公表した。

その割當は

| | |
|---|---|
| 蘭領東印度 | 三九、九六三噸 |
| ニゲリヤ | 一、九七九〇〇〇〇〇 |
| ボリヴイア | 五、一三九〇〇〇〇〇 |
| 馬來亞 | 七九、一三四〇〇〇〇〇 |
| シヤム | 一九、八〇〇〇〇〇〇 |
| 白領コンゴー | 一四、五二〇〇〇〇〇 |
| 佛領印度支那 | 三、三〇〇〇〇〇〇 |

| | |
|---|---|
| 計 | 一二九、八三五〇〇〇〇〇 |

本年四月中割當各國よりの輸出は、

| | |
|---|---|
| 蘭領東印度 | 二、七二四噸（割當三、三〇〇噸） |
| ニゲリヤ | 一、〇四〇噸（割當九九八〇〇〇） |
| ボリヴイア | 一、六七六〇〇〇（割當四、二〇一〇〇） |
| 馬來亞 | 六、一四九〇〇〇（割當六、五九四〇〇） |
| シヤム | 一、二五四〇〇〇（割當一、七四一〇〇） |
| 白領コンゴー | 六九九〇〇〇（割當一、一八六〇〇） |



| | |
|---|---|
| 蘭領印度支那 | 三、三〇〇〇〇〇 |
| 白領コンゴー | 一四、五二〇〇〇〇 |
| ペルシヤ | 一、八〇〇〇〇〇 |
| 馬來亞 | 七、一三四〇〇〇 |
| ホンドラス | 一、一三七〇〇〇 |
| ニヤサ | 一、七九〇〇〇〇 |
| 蘭領東印度 | 三、八六六〇〇〇 |

その輸當は、一、一二二、二五〇、〇〇〇ルピーに達した。

同委員會は本年第三、四半期の銀出輸當を百十六ルピーとイ
銀出輸當

一、二二二、二五〇、〇〇〇

ニユーヒーブリデ　一、五五八、八分の一

（瞻當一、一八六、〃）
白蘭ロンドー　六、六、六、〃
（瞻當一、七四一、〃）
ベナレス　一、二五四、〃
（瞻當六、五六四、〃）
亞米利　六一四、六、〃
（瞻當四二〇一、〃）
オルタルボ　一、六七六、〃
（瞻當六、六八、〃）
ニヤリヤ　一、〇四〇、〃
（瞻當三、三〇〇、瞻）
蘭領東印度　二、七二四、瞻
本年四月中瞻當各國よりの鑄出封入金額
計　一、二六八、三五、〃

佛領印度支那　不明（瞻當二七五、瞻）

東亞調査局 定 價 表

（壹部十二冊分）

| | |
|---|---|
| 壹部 | 金八拾錢 |
| 滿支鮮內地各地 | 金壹拾錢 |

P-110

## 南洋情報

### 護謨に關するアムステルダム消息

「ゴム價慘落後買占め賣惜しみする者多しと」

昭和拾貳年六月廿六日

五月分世界消費總額九萬五千噸

世界輸出量に於いて約六千餘噸の減少

本年度蘭印ゴム生産豫想二十五萬噸

最近護謨賣買兩者共に手控への氣味多く價格の高漲を見越し現狀靜觀の態度をとりつゝありと統計に據ればストック所有者は極致に於いて有利であると然るに三月分の巨量産出は政府の威迫によるものであつた、四月分世界の輸出額は七萬六千百五十噸を示したが五月は前月に比して約六千噸の減少であると。

各制限參加國の輸出總額七萬噸にして四月分に比して六千百五十噸の減少、三月分の九萬二千九百二十六噸に比較して二萬六千餘噸

の激減である、本年一月より五月に至る五ヶ月間の世界の護謨輸出額は三十七萬六千四百七十一噸、これを前年同期の二十八萬七千四百七十一噸に比較すれば九萬噸内外の増加である、然も割當額よりも二萬五千噸の減少であつた。

六月分は種々なる理由の下に必然的に増加されるものと一般の豫想である、五月米國のゴム消費額五萬一千七百噸、四月分の五萬一千八百噸僅かに差百噸、五月分世界の總消費額九萬五千噸、四月分九萬六千三百噸、減少一千三百噸、五月卅一日に至る五ヶ月間の世界消費額四十七萬四千七百噸、前年同期の四十萬六千四百噸に比較して六萬八千三百噸の増加（一七％）。

蘭領東印度の護謨輸出税は現在未だ何の變更もない一九三六年十月一日より一九三七年六月一日迄の税則と明年度も一定不變とみられてゐる、バタビヤに於けるゴム平均現價は三十八仙、蘭印明年生産九十％計劃將に二百八十萬磅に當る。





蘭の減少、三月分の九萬二千九百二十六噸に比べ二萬六千餘噸の減少、三月分の九萬二千九百二十六噸に比べ二萬六千餘噸の減少、四月分世界の輸出總計十萬六千百五十噸を示し、六月分の五萬五千噸の輸出量を除けば三月分の豆量を出ずるに過ぎざるも然るに三月分の豆量の輸出は殆んど倍加せるものの如くあり。

「ヒム賣對蘭貿易」

蘭領東印度の對蘭貿易は本年に入りて輸出入共に著しく増加し殊に輸入の格高の高騰を見るべく買高の高騰に關してみるべき

達九十%に相當する二百八十萬盾に當る。

生産額は三十八年、蘭印側の一定不變なるに比べ、平年度生産額の約六割を增加し、一九三七年六月一日より一九三七年六月一日迄の約一年間の蘭領東印度の農業輸出額は未だ何等の變更なく、一九三六年十月分（一九三六年）。

即ち六萬八千三百盾の增加（一一%）。

果樹費總四十七萬四千七百盾、前年同期の四十萬六千四百盾に比べ約六萬六千三百盾、即ち一千三百盾、正月廿一日に至る五ヶ月間の果樹費總九萬五千盾、四月分の五萬一千七百盾、四月分の五萬一千七百盾、正月米國のヒル商會の總額は一千八百盾の差、正月廿一日

昭和廿六年六月廿日

輯り千部を刷り上げたるなり。

一般人の觀察通、必ずや出版者は二十萬圓を超過せざるべからず

輯り千部を刷り上げたる本印刷代は二十五萬一千五百圓を超過せり

p-11-b

南洋情報

昭和拾貳年六月廿四日

## 新嘉坡市の財政狀態

「六月二十三日市會計課發表」

一九三六年度新嘉坡市の歳入總額は豫算を超過すること七十五萬二千百七十八弗の一千三百七十三萬四千六百三十八弗に達し、前年より四十八萬三千百十六弗の增加であつた。歳出に於いて一九三五年度より四十七萬八千七百七十二弗の減少で一千二百五十四萬五千五百四十七弗。一九三六年度新嘉坡市の財政は百十八萬九千〇九十一弗の黑字好調を示した。其の中六十九萬五千五百十八弗は利息並に水道、電氣、瓦斯各局の支出減によるもの、これはそれ豫備金に繰り入れられ、四十九萬三千五百七十三弗は利子積立金の中に繰り入れられた。

各局の收支を示せば

| | 一九三六年度 弗 | 一九三五年度 弗 |
|---|---|---|
| 水道局 | | |
| 收 | 三、四三四、七六〇 | 三、一六三、〇〇四 |
| 支 | 三、一七〇、一五七 | 三、〇二八、七六八 |
| 電氣局 | | |
| 收 | 二、六六六、九六四 | 二、六三〇、九七〇 |
| 支 | 一、九九七、四〇七 | 一、九一〇、五六七 |
| 丸斯局 | | |
| 收 | 七三六、四五一 | 七〇三、八二四 |
| 支 | 六五〇、〇九四 | 五六六、〇五二 |
| 利子積立 | | |
| 收 | 六、八九六、四六三 | 六、七五三、七二四 |
| 支 | 六、七二七、八八九 | 七、五一八、九三二 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 支 | 六廿二萬八八八 | 七五一八八三二 | |
| 收 | 六八八六四三 | 七五七六三二四 | |
| 利平餘立 | | | |
| 支 | 六五〇〇四五 | 五六〇五二 | |
| 收 | 七五六四五一 | 五〇三八二四 | |
| 北鹽局 | | | |
| 支 | 一八八四〇七 | 八一〇五六七 | |
| 收 | 三六六六四六 | 二六〇九〇〇 | |
| 淮鹽局 | | | |
| 支 | 三一一〇一五 | 三〇二八七八 | |
| 收 | 三四三四七六 | 一六〇〇四一 | |
| 本鹽局 | 一八三六年度 | 一八三五年度 | |

P.-11-P



南洋情報

## 一九三七年度下半期織物割當

昭和拾貳年六月廿八日

一九三七年度下半期織物割當

本年度下半期六月一日より十二月三十一日迄の織物割當が官報によつて發表された。

| | 支那 | 伊太利 | 日本 | 和蘭 | 蘭印 |
|---|---|---|---|---|---|
| 未晒綿布 | 四〇〇、〇二六 | 七八、〇一二 | 二、〇〇一、八八二 | 一、三二八、一二五 | 二六四二二 |
| 染色綿布 | 五、〇七二、五三七 | 三九七、〇〇〇 | 七、四九、五〇九二 | 二〇四、八九七 | 五二〇八六 |
| 捺染綿布 | 一一八、〇九二 | 一七九、九八六 | 四、三七九、一四五 | 一六、〇三三 | 五九五八七 |
| 糸染綿布 | 七三四 | 七九三、九八九 | 五〇五二九 | 八六 | 三七 |
| 綿サロン | 一四六 | 四、九七五 | 三七、八六〇 | 一、五九一、五九一 | 五〇三、九〇九 |
| 人絹布各種 | 五〇二、六六五 | 二三六、〇六七 | 三、三四二、七二七 | 四、〇五九 | 六二六四 |
| 人絹サロン | 一、〇七九 | 五七四 | 三六、九七六 | 五八〇 | 七八九 |

日本劃當總數

一千七百三十三萬四千二百十一碼

第一十四日午后四時二十四分午前

P-11-b

南洋情報

## 馬來亞聯邦州錫採鑛禁止令撤廢

昭和拾貳年六月廿八日

馬來亞聯邦州政府は一九三一年錫管理開始以來錫埋藏地帶の採鑛禁止を實施して居つたが、去る六月二十四日當局は八年間に渉る禁止令の撤廢を公表した。これに關し鑛山管理局長ハリス氏は次の如きコムミュニケを發表した、

「錫管理計劃が向ふ五ヶ年間更新されたにより、錫生產業者に鑛山地域の鑛量補充且つ全般的に大量採掘の機會を與ふべく、鑛地探鑛及權利讓渡に關する過去の政策を緩和するに決定した。探鑛ライセンス並に鑛業權の申請出願、或は農業地域の鑛區切り換へ申請等は借地人又はアッセスメント所有者、探鑛、浮鑛法に長き經驗あり且つ聯邦州民政長官の承認證明書を所持するローカル鑛山技師に許可されるであらう。この政策實施に新らにアッセスメントを發行しない。

但し政府は如何なる申請出願も拒否するの權限を保留する」と。

今回の探鑛禁止令撤廢は、各鑛山業者、聯邦州鑛業會議所、各精煉所等が、既得鑛區の錫埋藏量が非常に減少したことは全馬來亞のみならず一般錫業界の不利となし政府當局に對して共同提訴した結果であると傳へられる。探鑛禁止令の爲めに全錫業者はその事業擴張不能により豐富な配當金は他方面に投資を餘儀なくされ、自然外地に鑛區を求める結果を招來し、シヤム、濠洲、新西蘭に探鑛の手を延べ來つたのである。茲に於いて聯邦州政府當局も禁止令の不合理を覺り撤廢を決定したものとみられる。

過去八年間探鑛不可能であつた馬來錫の埋藏量枯渇が迫つてゐたが、今次の解禁に據り錫業は蘇生の喜びに早くも增資計劃とライセンス申請出願の殺倒が豫見される。

ソレモ農地改革ノ成功ニ負フトコロガ多イノデアル。

ソノ、今ノ農業ニ於ケル経営ノ合理化ノ問題ニ対シテ、ソノ基礎ヲ置クベキ農地ノ問題ニ関シテ、ソノ基本ノ問題ニ対シテ、ソノ解決ノ為ニ

P-11-D

南洋情報

## 日本綿製品の割當破りと其方法

―七月七日新嘉坡發情報―

海峽殖民地織物割當登錄官ノース、ハンター氏は「既製品と稱して割當制を破つて輸入されるものが多いがこの處置に就いて非常な困難を經驗した」と述べ一九三六年度の報告書を發表した。

不正輸入の方法は外見既製品の如く見せかけ、極簡單に裁斷してあるが、解けば直ちに反物に化けると云ふ品物を堂々と輸入して來る。既製品を裝ふか、他の商品のタイプに外部を包裝して新嘉坡に再輸入することにより割當制をごまかす、大体この二樣の形式によつて不正が行はれてゐる。二ケ月に亘る嚴重な檢査を行つた後、この弊害の餘りに甚大なのに驚き一歐洲人官吏をして戸外檢査官として特別任命することになつた、全然別個の商品と詐稱し

て織物を輸入するが如きものは發見されなかつたが、準既製品として巧みに入つて來たのが一件あつた。

カリモン島から輸入された商品の如きは全部「蚊帳」と書いてあり、不審に思つて調べて見ると蚊帳には相違ないがそれは蚊帳の恰好だけで、普通の長さの織物を蚊帳の形に縫ひ合せてあり、中には二重になつてゐるものもあつた、この蚊帳は明かに當地の如き暑い土地には不向であり空氣が通はないから到底眠むれないと云ふ代物であつた、そこで縫糸を引つぱつてみるとするとぬけて、忽ち長四十呎の反物になつて了つた、尻の長いその下の方だけで下衣の出來そうなシャツも入りつゝあるがこれは取締らなかつた、又樣々な型のズボンが入つて來た型にもなつてゐなければ裁斷もしてない、ほんの假縫だけでボタンの所の折り返へしは三重にも四重にもなつて擴げると數碼になる、全部ほどくと一本のズボンが十二碼の反物になるのである。又長枕や普通の枕にも

同様なのが多い中味にサロンが一枚入つてゐるのもあつた、これ等は容赦なく取締つたが、困るのはサロンや既製の布團である、サロンは法廷にまで持出した結果、ライセンスを改正したが、布團の方はどうにもならなかつた。

既製品と大量輸入された人絹レースのスカーフは長さ七十二呎、幅三十六呎もあり、縁のレースは名ばかりで、これをとると長さ六十八吋、幅三十六吋の反物になると云ふ仕末である、これも不正輸入割當破りの一方法ではあるが現在見逃されてゐる」。

一九三六年度に於ける一般既製綿製品の輸入は前年度に比較して三割七分の増加であつて、その大部分は日本からで主として蚊帳、寢台シート掛布團、卓子掛、布團カバー、タオル、ハンカチ等である、

馬來亞聯邦州技術顧問ボイド氏は

馬來亞は安價なる日本及支那（主として上海）の既製織物の確定市場となりつゝある、從つてこの二大競爭敵の反物輸入量の

減少（割當制による）が英國の製造業者に割込む餘地を與へるか否かは頗る疑問である、特に日支に對する割當は一九三七年にはその割當量だけ輸入されると豫想されてゐるからなほさらである、尙馬來亞の綿及人絹反物の通常消費量は年に一億一千萬碼で、昨年はその七割がスエズ以東で製造されたものであつた」と述べた。

右によつて如何に日本商人が割當による輸入制限を越えて賣込まんと努力するかゞ解せられる。

支那北部の問題も、台灣から厦門への商賣も皆躍進日本の一つの形態の現はれであるとみる。

頭の現れである。

支那北部の開發、合辦や買門への商賣を皆關係日本の一つの研究となるべき筈である。

日本商人の開發當初より資人開發を繼ぐ資及び

南方に於ては一も遠へた。

萬國の貿易、殖産の如き、東方興業會社の設立以來の一新一千

つあるものである。

人口の密度、人口の一新一千

人口の密度、人口の一新一千

人口の密度、人口の一新一千

P-11-D



昭和拾貳年七月五日

## 南洋情報

### 鐵に關して

既報の如く馬來亞聯邦州は七月一日より古鐵の輸出禁止を實施した、これによつて打擊を受くるものは獨り日本だけである。海峽殖民地も禁止するのではないかと風聲鶴淚さい傳へられてゐる、

日本鑛業及石原鑛業が主力を注くトレンガヌ及ジョホール州は輸出稅トシテ徵收する噸當り五十仙（年產百五十萬噸）の稅は兩州歲入の二割に當る重要な財源である、此の馬來亞の鐵鑛採掘の禁止はあり得ないと思考するが、將來その鑛業稅の引上は極めて明白である。これは日本鐵工業者のみならず國防的見地からしても至重の問題であつて吾人の關心を怠れないものである。

嘗て英國議會に於いて一議員は政府に對して

『何故に英國は馬來亞の鐵鑛を日本の手にのみ委せて置くか』の質

問に對し、政府當局は『英國の鐵資源はスカンディナヴィアに在つて遠東の馬來亞から取る必要も無し、亦決して採算のとれるものでない、馬來亞繁榮の爲めに日本の採掘に委せてある』と答へた。

次に米國資本の馬來亞進出に就いて考察するに護謨、錫共に世界生産の過半量を消費する米國資本がその主要生産地たる馬來亞に進出が計劃されるの當然である、一九三一年以來積極的となり、フオード、ゼネラル、モタースの兩社は工場建設計劃をなし敷地の選定までしたが、遂に不許可となり、僅かにゼネラル、モタースが東洋ヘッド、オフイスを新嘉坡に許可されたのみ、其後兩社及米國斯業資本は護謨園及錫鑛山の買收にも破れ、更らに新手を考案し小企業に資本を投下合同をなさしめ株式組織に改めその過半の株を米國資本の手に收め黑幕の統制支配を計劃して成功した、今日此の種の護謨園及錫鑛山は相當に多數にのぼるものとみられる、最近迄これが實に巧妙に實行されて來た。

今春ロンドンに開催された英國錫工業者年次大會に於いてこれが暴露され討議の的となつた、米國人のエステート所有は禁止され得るも株式に對する投資を禁止することは出來ない、これを制止する手段として會社重役は米國人に許可しない、若し許可するとしても、絶對的に發言權を握られない程度になすことを以て對策方針を決定したと報導された。

以上

D-11-b



## 五月の馬來亞對外貿易激減

—六月三十日新嘉坡發情報—

「護謨、錫慘落の渦中輸出入共に激減

四月第二週より漸落を續け來つた護謨、錫等大宗產業の不況に支配されて、馬來亞五月の對外貿易は豫想外の減少であつた。

即ち

| | |
|---|---|
| 輸出 | 七四、三七〇、〇〇〇弗 |
| 輸入 | 五五、〇四七、〇〇〇弗 |
| 總額 | 一、二九、四一七、〇〇〇弗 |

本年度一月より各月の貿易總額比較

| 月別 | 總額 | 增減 |
|---|---|---|
| 五月 | 一、二九、四一七、〇〇〇弗 | 五月分減少 二八、三六八、〇〇〇弗 |
| 四月 | 一、五七、七八五、〇〇〇 | |

| 月別 | 總額 | 增減 |
|---|---|---|
| 五月 | 五五、〇四七、〇〇〇弗 | 五月分減少　九、一五八、〇〇〇弗 |
| 四月 | 六四、二〇五、〇〇〇 | 五月分減少　一、八六一、〇〇〇 |
| 三月 | 五六、九〇八、〇〇〇 | 五月分增加　四、九二二、〇〇〇 |
| 二月 | 五〇、一二五、〇〇〇 | |
| 三月 | 一、四三、二三八、〇〇〇 | 五月分減少　一三、八二一、〇〇〇 |
| 二月 | 一、一一、三七六、〇〇〇 | 五月分增加　一八、〇四一、〇〇〇 |
| 一月 | 一、一八、四三九、〇〇〇 | 五月分增加　一〇、九七二、〇〇〇 |

右に示された如く一月以來護謨、錫市場の好調に連れその對外貿易も上昇を續けたが五月に至り激減をみるに到つた如何に馬來亞の景氣が錫、護謨價の騰落に左右されるかゝ明瞭である。

輸入に於いて前年五月に比すれば一千五百九十八萬四千弗の增加であるが今年四月に比較して九百十五萬八千弗の減少となつた、

一月以來の輸入總額と五月分を比較すれば

| 月別 | 總額 | 增減 |
|---|---|---|
| 一月 | 五四、一四四、〇〇〇 | 五月分增加　九〇三、〇〇〇 |

一月以來の輸出總額と五月分との比較

| 月別 | 總額 | 增減 |
|---|---|---|
| 五月 | 七四、三七〇、〇〇〇弗 | 五月分減少一九、二一〇、〇〇〇弗 |
| 四月 | 九三、五八〇、〇〇〇 | 五月分減少一一、九六〇、〇〇〇 |
| 三月 | 八六、三三〇、〇〇〇 | 五月分增加一三、一一九、〇〇〇 |
| 二月 | 六一、二五一、〇〇〇 | 五月分增加一〇、〇七五、〇〇〇 |
| 一月 | 六四、二九五、〇〇〇 | |

一九三七年一月より五月至る五ケ月間の輸出入總額

| | |
|---|---|
| 輸入 | 六、六〇、二五五、〇〇〇弗 |
| 輸出 | 四、四四、三四七、〇〇〇弗 |
| 對日貿易 | 二、一五、九〇八、〇〇〇弗 |
| 今年度增加 | 四、〇六七、〇〇〇弗 |
| 一九三六年同期 | |

輸入四月分の百十四萬七千弗に比して一九三六年五月の九十萬七千弗に比較すれば二十二萬八千弗の減少である。

輸入四月分の百十四萬七千弗に比して一萬二千弗の減少、一九三六年五月の九十萬七千弗に比較すれば二十二萬八千弗の增加である。

輸出に於いて四月分の四千百五十八萬七千弗、五、七九八、〇〇〇弗

總額　九、八六五、〇〇〇弗

輸入に於いて四月の四百十四萬七千弗に比して八萬弗の減少であつた、一九三六年五月の二百五十萬九千弗に比較して百五十五萬八千弗の增加を示し、輸出は四月（七百二十一萬弗）に比して百四十一萬二千弗の激減、一九三六年五月の三百〇三萬五千弗より二百七十六萬三千弗の增加ではあつた。

對米貿易

總額

輸入　三〇、八一九、〇〇〇弗

輸出　二九、六八四、〇〇〇弗

輸出に於いて四月分の四千百三十八萬七千弗に比して一千百七十萬三千弗の激減を示した。一九三六年五月の二千六百〇六萬九千弗よりは三百六十萬五千弗の増加を示した。

| 其他 | 輸入 | 輸出 |
|---|---|---|
| 歐洲各國 | 三、四七四、〇〇〇弗 | 一四、一二七、〇〇〇弗 |
| 蘭領東印度 | 一七、七九一、〇〇〇 | 二、八三七、〇〇〇 |
| 其他 | 一〇、一九九、〇〇〇 | 三、一三〇、〇〇〇 |

對外貿易中護謨に關するもの、

五月中馬來亞護謨輸出總額は五萬一千百五十二噸にして、四月分の五萬八千七百十八噸に比して七千五百六十六噸の非常なる減少であつた、三月分の五萬九千五百六十八噸よりは八千四百十六噸の大減量を示した。二月分の三萬八千〇五十八噸より一萬三千〇九十四噸の増加、亦一月分の四萬一千五百七十一噸に比較して九千五百八十一噸の増加となつてゐる。本年度五ヶ月間の輸出額は二十四萬九

千〇六十七噸前年同期二十萬六千九百〇八噸、四萬二千百五十九噸の增加。

五月中各港積出內容

| | |
|---|---|
| 新嘉坡 | 三、六四七噸 |
| ペナン | 一四七三一〃 |
| マラッカ | 二〇八〃 |
| ポートスエッテナム | 四、五六六〃 |
| 計 | 五、一五二〃 |

五月分海峽殖民地各地のストック。

| | |
|---|---|
| 新嘉坡 | 二三、九二五噸 |
| ペナン | 四、七五七〃 |
| マラッカ | 一、九三〇〃 |
| 其他 | 一、二三〇〃 |
| 計 | 三、八四二〃 |

本年一月より五月に至る各月ストック

| | |
|---|---|
| 一月 | 三一、七九八噸 |
| 二月 | 三七、〇一五〃 |
| 三月 | 三四、三〇七〃 |
| 四月 | 三二、三一一〃 |
| 五月 | 三一、八四二〃 |

五月中世界ゴム統計

一（國際ゴム統制委員會六月二日發表）一

五月中各生產國よりの護謨ネツト輸出量は七萬八千七百四十三噸（割當量より五千百五十七噸の減少）で本年度一月より五月に至る五ケ月間の輸出不足額は二萬一千四百二十四噸であつた、其の中馬來亞の不足額は一萬五千四百三十二噸を示した。

五月中世界消費量は九萬七千六百一噸（四月九萬二千二百七十二噸、昨年五月九萬十三噸）であつた。亦一月より五月迄の世界消費

量四十一萬〇三百五十八噸で前年同期の四十七萬八千百五十噸に比較すれば六萬七千七百九十二噸の減少となつてゐる、又統制區域外生ゴム在荷は五月三十一日現在三十七萬四千三百三十五噸、前月三十九萬〇三百三十四噸、前年度五月四十九萬九千百十六噸であつた。

五月第四週の相場

新嘉坡

| | | |
|---|---|---|
| 現物 | 三四仙八分一 | |
| 先物 | 三四仙二分一 | |

ロンドン

| | | |
|---|---|---|
| 現物 | 一〇片 | |
| 先物 | 一〇片十六分一 | |

ニューヨーク

| | | |
|---|---|---|
| 現物 | 五五仙八分五 | |
| 先物 | 〃 | |

四月第二週より五月にかけての拋物線的慘跌の側面的原因に關してロンドン筋の確報に據れば、

一、米國金政策の不安

二、英伊を中心とした歐洲政局の不安

三、英國々防擧金案の產業に及ぼす影響懸念

四、米國勞働爭議

五、獨逸の人造ゴム工業保護を目的とする輸入ゴムの高率課稅

（二二四封度、二五マーク）

等々の諸國に影響されたものとみてゐる、五月に入りて新嘉坡市價は三十四仙八分一／三十八仙八分七のレンヂを去來して四月來の反落は落ち着きをみせたとみられた、五月十日現物の高値三十八仙八分七を呼んだが、之れは上旬の反撥と蘭印積出激減の入報が放送され海外マーケット、オペレーター筋の買捲りの爲めとみられた、其後の產地相場軟調を辿り、高値ゴムに對する米國政府の抗議、米國

GM罷業の再燃、ニューヨーク株式の崩落、積出統計の發表、新嘉坡トーマス總督のゴムに對する公式ステートメント等が悲喜交々の材料を提供して市場を牽制した、世界生産ゴムの過半を消費する米國政府の高値に對する抗議（消費者側の要望によつて）がゴム市場に大きな打撃となつたことは確かである。

I・R・R・C（國際ゴム制限委員會）が本年度第三、四クオタに對して九〇パーセントに輸出許可率を緩和したにも不拘世界の殊に米國の消費量は增大する一方にて、世界のストックは逐月減退しつゝある、米國が高値に對して抗議して以來此の問題には幾多の論議が喚起された、I・R・R・Cが生産割當にはその實權を功果的に發動し得ても價格の「コントロール」に對して全く無力であることが一要因であると一般に謂はれ、I・R・R・Cの蘭印委員ヴアンゲレーレン氏は「マーケットオペレーター筋の策動がゴム價を不當に暴騰せしむるものなれば現制限委員會は寧ろ徹發に如かず」とさ

べ言明してゐる。

此のゴム生産界混迷の眞中五月十九日馬來亞聯邦州コーランポーに新設されたR・R・I（ゴム研究所）の試驗場開館式の席上海峽殖民地總督サー・シエントン・トーマス卿が「安價なゴムは不況及競爭に對する最善の保險にして新用途の奬勵ともなる余は斯くの如き見地より在任中政府としてゴム價を妥當なるレベルに維持する爲めに凡ゆる努力をなすであらう。而してゴムに對しては封度九志乃至十志をその妥當なレベルと思惟す」と述べたことは注目すべきことである、從來の政府責任者は生産國側の立場からのみの抽象的ゴム觀を發表したに過ぎなかつた、然るにトーマス總督は生産、消費兩國の共通的利害の立場から具体的ゴム觀を公式の席上に於いて述べた、この總督の所論中には人造ゴムに對する挑戰防止の重要な意味が含まれてゐることをゴム生産業者は見逃してはならない。

右の如き雜多な要因を重ねて五月下旬の相場は思惑的策動を混入し

て若干軟調を示し三十六仙八分一より三十四仙八分の一と下押をみせた。

錫。

馬來亞五月中錫鑛輸入及精錫輸出統計

錫鑛輸入（本年度五ヶ月間比較）

| | 一九三七年 | 一九三七年月累計 | 一九三六年月累計 |
|---|---|---|---|
| 一月 | 二、六八四噸 | 二、六八四噸 | 二、七〇七噸 |
| 二月 | 二、三八三 | 五、〇六七 | 四、七三七 |
| 三月 | 二、五五三 | 七、六二〇 | 六、八二四 |
| 四月 | 二、五五二 | 一〇、一七二 | 八、六七〇 |
| 五月 | 二、〇〇五 | 一二、一七七 | 一〇、四二四 |

精錫輸出

（本年度五ヶ月比較累計）

（本年度五月分出錫累積）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 五月 | 一、六一七、四一二 | 一、〇四二、八六七 | |
| 四月 | 一、〇一二、一一二 | 六、八二二、四 | |
| 三月 | 六、五五三、三 | 四、七三三、〇 | |
| 二月 | 六、〇〇五、〇 | 三、七〇七、〇 | |
| 一月 | 六、六八四、四 | 三、七〇七、〇 | |
| 本年月累積 | 一、八三七、七一一 | 一、二五六、四二四 | |

出錫總額

（本年度五月分月間出錫累積）

| | | |
|---|---|---|
| 五月分 | 一、八三七、七一一 | 一、二五六、四二四 |

（前年度五月分月間出錫）

| | | |
|---|---|---|
| 五月分 | 一、八三七、七一一 | 一、二五六、四二四 |

錫總輸出統計

| | | |
|---|---|---|
| 五月 | 一、六一七、四一二 | 一、〇四二、八六七 |
| 四月 | 一、〇一二、一一二 | 六、八二二、四 |
| 三月 | 六、五五三、三 | 四、七三三、〇 |
| 二月 | 六、〇〇五、〇 | 三、七〇七、〇 |
| 一月 | 六、六八四、四 | 三、七〇七、〇 |
| 本年月累積 | 一、八三七、七一一 | 一、二五六、四二四 |

錫總輸入（本

六弗（五月四日及二十五日）と約四弗半の開きを示した、世界的消費增加につれて產地生產並に在貨不足を續け此點國防的見地より英國輿論の問題となりローカル有力生產業者間でも本國の輿論に呼應して新「バファアープール」設置の急務を主張してゐる、亦國際錫生產制限協定もゴムの場合同樣の數量の制限だけでは制限協定の目的を達成し得ないと、英國の有力社オーストラル、マライヤ錫會社代表ハロルド、ハンツマン氏は「若し價格の統制不可能なれば制限委員會はそれだけでも既に失敗である、世界的錫の需給均衡を得たる上は該委員會は廢止するに如かず」と强調してゐる。本月四弗半の開きを示した變動は主として思惑筋の策動によるものにして、直接其日の賣値に關係を有つ生產業者は此種人爲的變動を極度に恐れるものである。前述の新プールへの要望も主因はこゝにある。馬來亞の有力生產業者、ラルート錫、ジエラパン錫、クンダン錫の諸社も右の意嚮を有してゐる。

本の意味を有して居る。

ゴム、マンガン、タングステン、ボーキサイト、ベンゾール、ベンゾール、ベンゾール

昭和拾貳年七月壹五日

## 最近七年間に於ける爪哇糖業の大様

世界的産糖國蘭領東印度の糖業は逐年衰退を續けた、一九三一年は繁榮の頂黄金時代であつた、全島百七十八工場、蔗園二十萬百三十五ヘクター、産糖年總額二百七十七萬二千四百四十三噸の鉅に達した、其後景氣不振により糖價は失墜し、蔗園も亦縮少され一九三七年に至り僅かに八萬六千ヘクターとなつた。一九三二年度より減退を續け一九三五年最衰落を見せ産糖僅かに五十萬九千六百五十九噸であつた。

其の所得利益年額に於ても一九三一年最も多く八千三百五十四萬九千盾に達したが一九三五年度には僅かに七百〇九萬七千盾であつた、前年度より若干の恢復を招來し今年度豫算一千七百五十萬盾を示した。

蔗園地租税は一九三一年二千四百八十九萬九千盾の鉅額であつたものが、一九三六年には三百五十萬盾と驚く可減退を示した。

年次へクター當りその計費を示せば

| | | |
|---|---|---|
| 一九三一年 | 五五三盾 | 八〇 |
| 一九三二年 | 四四一〃 | 〃 |
| 一九三三年 | 三八五〃 | 〃 |
| 一九三四年 | 四三二〃 | 〃 |
| 一九三五年 | 三九〇〃 | 〃 |
| 一九三六年 | 三三五〃 | 〃 |
| 一九三七年 | 二九〇〃 | 〃 |

毎白糖百キロに對する計費

| | | |
|---|---|---|
| 一九三一年 | 四盾 | |
| 一九三二年 | 二盾九〇 | |
| 一九三三年 | 二盾五〇 | |

次に七年間に於ける爪哇糖業統計を示す。（單位千盾）

| 要目 | 一九三一年 | 一九三二年 | 一九三三年 | 一九三四年 | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 益金 | 八三、五四九 | 五二、七五〇 | 二一、八三九 | 二盾四〇 | 二盾二〇 | 一盾八五 | 一盾八〇 |
| 運輸費 | 二、一九六 | 九〇五 | 三八三 | | | | |
| 地租税 | 二四、八九九 | 二一、五七二 | 一一、八五四 | | | | |
| 賠償金 | 五九 | 七五五 | 二、六九一 | | | | |
| 總計 | 一一〇、七〇三 | 七五、九八二 | 三六、七六七 | | | | |
| 蔗園面積 | 二〇〇、二三五〈クター〉 | 一七〇、五四五〈クター〉 | 八八、五二八〈クター〉 | | | | |
| 毎〈クター〉計費 | 五五三盾 | 四四一盾 | 三八五盾 | | | | |
| 産糖年額 | 二、七七二、四四三噸 | 二、五〇六、一八二噸 | 一、三七二、五八五噸 | | | | |

| 毎百キロ計費 | | | |
|---|---|---|---|
| 要目 | 四盾 | 二盾九〇 | 二盾五〇 |
| | 一九三四年 | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 |
| 益金 | 八、九〇七 | 七、〇九七 | 七、三〇〇 | 一七、五〇〇 |
| 運輸費 | 一七三 | 二二七 | 二〇〇 | 五〇〇 |
| 地租税 | 六、二八〇 | 三、八九八 | 三、五〇〇 | 七、五〇〇 |
| 賠償金 | 二、六五四 | 三、〇一五 | 一、五〇〇 | — |
| 總計 | 一八、〇一四 | 一四、二三七 | 一二、五〇〇 | 二五、五〇〇 |
| 蔗園面積 | 三五、五九〇ヘクター | 二八、七五二ヘクター | 三三〇〇ヘクター | 八六〇〇ヘクター |
| 毎ヘクター計費 | 四三二盾 | 三九〇盾 | 三三五盾 | 二九〇盾 |
| 産糖年額 | 六三六、一〇四噸 | 五〇九、六五九噸 | 五九二、三九〇噸 | 一、四〇〇、〇〇〇噸 |
| 毎百キロ計費 | 二盾四〇 | 二盾二〇 | 一盾八五 | 一盾八〇 |

本年産額百四十萬噸は今春ロンドンに於て開催された世界糖業會議協定の産量と思ふ。

| 會 | | | |
|---|---|---|---|
| 業 | 一百六〇 | 一百六一 | 〇百四二 |
| 業 | 一百〇〇〇〇 | 一百〇七九五 | 一百〇一六八 |
| 會 | 一七〇 | 一百〇九 | 一百一四 |
| 所 | 六〇〇〇〇 | 一百〇〇〇〇 | 一〇七百四一 |
| 調 | 二百四〇〇 | 一百〇八一 | 一百一〇六一 |
| 査 | 一 | 一〇〇百八 | 一百六八一 |
| 員 | 九百〇〇 | 一〇〇百六 | 一〇六一六 |
| 調 | 一〇〇 | 一百一四 | 一〇八一 |
| 査 | 一〇〇〇 | 一〇〇百八 | 一〇六一〇 |
| 報 | 一〇〇〇〇 | 一〇〇百九 | 一〇六一〇 |
| 告 | 一七百一 | 一百一七 | 一百一七 |
| 書 | 一百一七 | 一百一七 | 一百一七 |
| 調 | 一百一七 | 一百一七 | 一百一七 |
| 査 | 一百一七 | 一百一七 | 一百一七 |
| 報 | 一百一七 | 一百一七 | 一百一七 |
| 告 | 一百一七

p-11-b

南洋情報

## 馬來亞聯邦州屑鐵輸出禁止令解除

―七月十三日新嘉坡發情報―

政策的策動と州當局の惶てた錯覺の下に六月十四日發令七月一日よりその實施をみた、馬來亞聯邦州屑鐵輸出禁止令は、實施漸く一週間後の七月九日に條件付き解禁する旨聯邦州政府官報を以て發表された。

附帶條件

一、ポートヽスキッテンハム港より輸出すべき事

二、輸出には馬來亞聯邦鐵道當局發行の品質證明書を附すへき事

三、毎噸五十仙の輸出檢査料を聯鐵當局へ納付すへき事

四、鑄鐵混有量は一囘積出屑鐵總量の五歩以内たるへき事

右四項の條件附きにて解禁され、輸出禁止に打擊を受けた邦人輸

出業者にとりて實に蘇生の喜びであつた。該輸出禁止が新嘉坡方面の小製鐵工場主等の策動であつたと傳へられるが、それ等の要望は鑄鐵のみにかゝつてゐたのであつたが、聯邦州政府當局の準戰時體制下に於ける日本と云ふ先入主が全屑鐵の輸出禁止と云ふ錯覺的政策を斷行したそれ解禁令に依つて日本向輸出品殆んど關係の無い鑄鐵（キャストアイアン）の外國輸出禁止に在つた事を瞭にした。

七月九日發表の馬來亞聯邦州政府の官報

告示第三二五四號―一九三六年稅關法

一九三六年稅關法（一九三六年法律第五號）第一二〇條規定により附與されたる權限を行使し馬來亞聯邦州バイコンミショナー」は茲に左記規定及禁止令を發令せしむ。

第一條　本規定は一九三七年屑鐵輸出條例と稱す、

第二條　本規定の目的上使用さる「屑鐵」なる用語は屑鋼鐵屑鍊鐵及屑鑄鐵を含む。

第三條　馬來亞聯邦州よりの屑鐵の外國輸出を茲に禁止す、但し海峽殖民地に於て消費さるべき屑鐵は後記スケヂュールの書式二號により鑛山局長官より又は同官の權限により發行されたる證明書を附帶する場合に限り海峽殖民地向輸出を許可さるべし。

第四條　海峽殖民地向屑鐵の輸出許可に對する出願書は後記スケヂュールの書式第一號により申請者署名文書を以て提出すべきものとす。

第五條　第三條並第四條規定は左記屑鐵に對してこれを適用せず。

(A)ポートヽスキッテンハム港より輸出されたるものにして、本官はテンハムにより又は長官の權限によりて發行されたる證明書附帶するもの。

(B)後記スケヂュール書式第三號により馬來亞聯邦鐵道長官

第六條　輸出せる屑鐵に對しては毎噸五十仙の料金を輸出前に且

第五條規定の證明書發給前に屑鐵輸出檢査料として馬來聯邦鐵道局へ輸出者より納付するを要す。

第七條　本規定は一九三七年六月十四日附官報告示第二、九二九號並一九三七年六月十七日附官報告示第二、九三一號の兩告示を改變せんとするものにして該兩告示の規定を茲に取消す。

スケヂュール書式第一號及第二號は日本向輸出に直接關係無きを以て之れを省略す。

書式三號

屑鋼鐵又は屑錬鐵輸出證明書、

本官は　　に依り馬來亞聯邦鐵道にて、ポート、スキツテンハム港に輸送され、同人により汽船　　號　　丸により屑錬鐵（本貨物には錬鐵を含ます且鑄鐵は本貨全重量の五歩未滿なり）なることを茲に證明す。

ポートヽスキッテンハム、一九三　年　月　日

馬來亞聯邦鐵道局長官　署名

東亞經濟調査局　広　報　部

昭和三十年三月十日

各　署　長　官　殿

東亞經濟調査局長官　樋口　一郎

一九三六年英領馬來亞並サラワクニ於ケル綿布、人絹布輸入割當令ノ實施及其影響ニ關スル政府ノ年次報告書

海峽植民地統計局長官兼織物輸入割當局長官H・ノース・ハンド氏ハ次ノ如キ年次報告書ヲ發表シタ。

一、一九三六年ハ織物割當實施上前年度ヨリノ繰越或ハ次年ヘノ持越ノ超過量整理問題ニ完全ニ煩ワサレルコトナク濟ンダ。

二、一九三五年トノ情勢比較上記憶スベキ點ハ、一九三五年ノ日本ノ割當量ヨリ、一九三四年ノ同國繰越超過量タル一〇、五四四、一四七碼丈ヲ差引キ整理ヲ餘儀ナクサレタル結果、一九三五年ノ「ライセンス」ハ日本割當量タル三四、六六八、四二三碼ヨリ右數量丈控除セルモノヲ發行シタルコトナリ。

三、織物割當法令並ニ法令實施ノ方法ニハ何等ノ改變ヲ見サリ、制限輸入免許證並ニ普通輸入免許證ノ二種發行サレタリ、前者ハ

願書申請數量ノ全合計ガソノ國ノ割當量ヲ超過スル惧レアリト登錄官ニヨリ看做サレタル國ニ對シテ發給サレタリ、此ノ制限輸入免許證ハ一九三六年九月三十日ニ無効トナリ、未使用割當殘量ノ再分配ニ對シ原法令第八條第四項ノ規定ニヨリ再ビ免許證下附申請願書ノ受理ヲナス、輸入又ハ申請數量ガ其ノ國ノ割當量ヲ超過セザリシカ或ハ超過ノ惧レ無キ國ニ對シテ發給サレタル普通輸入免許證ハ再分配方法ヲ執ラズ一ケ年分ヲ交附セリ。

四、一國ヲ制限輸入免許證發行國ニ抱含スベキヤ否ヤヲ決定スベキ規定ノ標準ハ一九二七年ヨリ一九三一年ニ至ル輸入貿易統計ニコレヲ置キタリ、一國ノ馬來亞輸入織物數量ガ馬來亞輸入ノ二歩五厘ヲ超過セル場合該國ヲ「スケヂュール」所載國トセリ、其ノ他ノ諸國ニ對シテハ割當算定基礎期間年平均輸入量タル二九一九四五五碼ヲ夫々一國ノ割當量トシテ交附セリ、一九三六

年佛領印度支那ハ制限輸入免許證發行國トシテ加表サレタリ、之レハ同國織物「ライセンス」申請數量ガ同國ノ割當量ヲ超過シタルガ爲ナリ「ライセンス」ハ二、九一九、四五五碼ナル割當量ニ對シ各輸入業者ノ一九三五年輸入數量ニ準ジタルパーセンテーヂヲ以テ發給サレタリ、一九三五年本官ハ「佛領印度支那ガスケヂユール所載國ニ追加サレタル原因ハ業者ノ見越輸入ニ基ク樣思惟サル旨」意見ヲ開陳セリ、事實佛領印度支那製品ノ輸入ハ同國ノ割當量ヲ餘スコト二、三九七碼ノ範圍迄行ハレタリ、瑞西及蘇聯兩國ハ一九三五年ニ於テハ申請書ガ割當量ヲ超過セリ、然シ乍ラ政府ハライセンス申請者ニ對シ彼等ガ實際輸入ヲ希望スル數量ノ再出願ヲ勸告セリ、斯クテ兩國ノ實際輸入量ハ兩國割當量ノ夫々四・七三%及二・三六%ニ止マリタリ。

五、ライセンスノ受領權アル輸入業者決定ノ方針ハ支那、日本及蘭領東印度ノ三ケ國ノ場合何等ノ改變ヲ見ザリキ、「ライセンス」

ハ一九三三年一月一日ヨリ一九三四年三月三十一日迄ノ期間ニ之等諸國製織布ヲ直輸入セシカ或ハ一九三四年五月七日ニ殘存シ同日以前ニ輸入不可能ナリシ契約品ヲ有スル旨ヲ證明シタル輸入業者ニシテ前年「ライセンス」ヲ受領セシ業者ニ對シ發給サレタリ。尚右ノ外當然受領權ヲ有スル旨後日主張シタル昨年ノ本官年次報告書ニ所載セル種類ノ輸入業者ヲモ有資格者トセリ、之等ニ對シテハ一九三五年ハ單ニ認可スルニ止メ「ライセンス」ハ一九三六年度分ヨリ發給サレタリ、支那、蘭印及日本以外ノ「スケヂュール」所載國ニ對シテハ「ライセンス」ハ願書ニ準ジ前回認許サレタル輸入業者ニノミ交附セリ、佛領印度支那以外ノスケヂュール所載外諸國ニ對シテノ「ライセンス」ハ願書ニ準據シテ發給サレタリ。

六、ライセンスノ發行。左表ハ一九三五年末期ト比較對照セル一九三六年十二月三十一日現在、發給ライセンス件數ヲ示スモノナリ。

A表、スケヂュール所載國諸國

| 國名 | 一九三五年十二月三十一日 | 一九三六年十二月三十一日 | 增加減少 |
|---|---|---|---|
| 支那 | 三五 | 三七 | 二 |
| 伊太利 | 一六 | 一二 | 一四 |
| 日本 | 一〇七 | 一二五 | 一八 |
| 和蘭 | 一九 | 一二 | 一七 |
| 蘭印 | 四九 | 五二 | 三 |
| 合計 | 二二六 | 二三八 | 一一 |

日本及支那、蘭印ノ增加ハ一九三四年ノ輸入超過ノ爲メ一九三五年全然割當ヲ貰受ザリシ輸入業者アリタルニヨル、是等ノ輸入超過ハ一九三五年末整理シタルヲ以テ、一九三六年ノ割當量ヲ夫々按分シテ交付セリ。

B表、スケヂユール所載外諸國

| 國名 | 一九三五年十二月卅一日 | 一九三六年十二月卅一日 | 增加 | 減少 |
|---|---|---|---|---|
| 墺太利 | 八 | 一一 | 三 | 一 |
| 白耳義 | 一五 | 二五 | 一〇 | 一 |
| ブラジル | 一 | 一 | 一 | 一 |
| チエツコスロヴアキヤ | 八 | 一七 | 九 | 一 |
| フランス | 三九 | 三九 | 一 | 一 |
| 佛領印度支那 | 二九 | 三五 | 六 | 一 |
| ドイツ | 二九 | 四三 | 一四 | 一 |
| ハンガリー | 一 | 一 | 一 | 一 |
| ポーランド | 一 | 五 | 四 | 一 |
| 蘇聯 | 六 | 五 | 一 | 一 |
| 西班牙 | 一 | 一 | 一 | 一 |



で交付した。

八一九三五年末迄に外國で、一九三六年の常量を決定する外國人の數は、次の通りである。

年全然開常と貿受せられる業者で、

日本及支那、蘭印、仏領印度、一九三四年の外國人登録人數と一九三五年

| | 一九三四年 | 一九三五年 | 一九三六年 | 增加 | 減少 |
|---|---|---|---|---|---|
| 合計 | 二二六 | 二三八 | 二三 | 一一 | |
| 蘭印 | 四九 | 五二 | 三 | 一 | |
| 蘭領印度 | 一九 | 一二 | 一 | 七 | |
| 日本 | 一〇七 | 一二五 | 一八 | 一 | |
| 仏領印度支那 | 一六 | 一二 | 一 | 四 | |
| 支那 | 三五 | 三七 | 二 | 一 | |
| 合國 | 十二月三十一日一九三五年 | 十二月三十一日一九三六年 | 增加 | 減少 | |

A表のスケヂユールに所載の國

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 瑞西 | 二六 | 三四 | 八 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| シリヤ | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 米國 | 八 | 七 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| ユーゴースラバヤ | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 合計 | 一七一 | 二二四 | 五五 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 |
| A、B、累計 | 三九七 | 四六三 | 七八 | 一三 | 二一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |

右ヲ馬來亞行政區分別ニスレバ

| | 新嘉坡 | 彼南 | 馬來亞聯邦 | 馬來亞非聯邦 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一九三五年スケヂユール所載國 | 一五八 | 四二 | 一七 | 九 | 二二六 |
| 一九三五年スケヂユール所載外諸國 | 一〇三 | 四五 | 二三 | 一 | 一七一 |
| 合計 | 二六一 | 八七 | 四〇 | 九 | 三九七 |
| 一九三六年スケヂユール所載國 | 一六二 | 四四 | 一九 | 一三 | 二三八 |

| 一九三六年スケヂュール所載外諸國 | 一三一 | 五七 | 三六 | 一 | 二二四 |
|---|---|---|---|---|---|
| 合計 | 二九三 | 一〇一 | 一五五 | 一三 | 四六二 |
| 增加 | 三二 | 一四 | 一五 | 四 | 六五 |

馬來亞行政區分內ニ於ケル割當量分配法ハ一九三五年ノソレト同樣ナリ。

七、伊太利國ニ對シテハ制裁規定ニヨリ二商社ヲ除キ他ノ「ライセンス」發給ヲ禁止セリ、二商社ニノミ小量ノ割當ライセンスヲ附與セリ、之レハ右二社ノ輸入品ハ既ニ當領ニ陸揚ゲサレ制裁規定外ニアリタルガ故ナリ。同國ニ對シテハ制裁規定撤廢後一九三六年七月十四日ニ其ノ割當量ノ二十四分ノ十一ニ相當スル、一、六四一、三八七碼ヲ夫々輸入業者ニライセンスヲ發給セリ。

八、第八條第四項規定ノ割當量「再分配ノ問題、」第八條第四項ハ未



| 國名 | 一九三六年スケヂュール | 南洋 | 馬來亞 | 非馬來亞 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 合計 | 一六二 | 四四 | 一九 | 一三 | 二三八 |
| 印度 | 二六一 | 四八 | 四〇 | 八 | 七九 |
| 蘭領東印度 | 一〇三 | 四五 | 二三 | 一 | 一七 |
| 蘭領東印度 | 一五八 | 一 | 一七 | 八 | 二六 |
| 合計 | 四九六 | 三四 | 一八 | 一 | 一 |
| 合計 | 一七一 | 一 | 一七 | 一 | 一 |
| ニューヂーランド | 二二四 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 米國 | 八 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| ビルマ | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 西印度 | 二六 | 三四 | 八 | 一 | 一 |

使用割當殘量管理ノ見解ヲ以テ一九三六年九月三十日現在ノ制限輸入免許證未使用殘量ヲ再分配スル爲メニ規定サレタルモノナリ、此ノ再分配ノ問題ニ就テ前年ノ如キ抗議ハ本年ハ全ク無カツタ、之レ一般輸入業者ガ本項ノ規定ヲ原法令トシテ不可缺ノ條項タルコトヲ認メタルガ爲メナリ。此ノ再分配ハ一九三六年六月三十日迄ニ輸入業者ハ貰受ケ割當量ノ六割迄ヲ輸入ナシ得ベシトノ布告ニ基キテ行ハレタリ、輸入品ノ氾濫ハ或程度緩和サレタリ、同時ニ一九三五年ノ本官年次報告書ニ述ベタル十月一日ニ再分配スベキ割當殘量ノ特ニ日本織物ノソレハ極度ニ減少セントノ豫想ハ的中セリ。月輸入量ハ九月ニ最高量ニ達セリ、同月日本織物ノ輸入ハ六、五四五、一五〇碼ニ達セリ、因ニ一月ヨリ九月迄ノ輸入平均量ハ（月）三、六三五、〇四一碼ナリキ。

從ツテ再分配スベキ九月三十日現在未使用殘量ハ登錄官ノ手許ニ「レザーヴ」サレタル五歩ヲ含ミ僅カニ二二、二三九碼ノ少

數ニ過ザリキ、十月ヨリ十二月ノ月輸入量ハ六四〇、二五二碼デアツタ、當領市場ハ同年中極メテ定着性ヲ有シタルガ爲メ何等ノ困難モ無ク輸入品ノ氾濫ニ耐エタリ。

九、九月中輸入業者ハ合法的手段ニヨリ彼等ノ割當殘量ヲ最大範圍ニ使用シ可成的殘量ノ「プール」ヘノ引渡シヲ減ゼシム目的ヲ以テ、新嘉坡、彼南間ニ「ライセンス」ノ讓渡行ワレ、當局モ亦之レヲ認メタリ。更ラニ同樣ノ目的ヲ以テ爲サレタル他ノ巧妙ナ方法モ多分ニ見受ケラレタリ。若干ノ輸入業者ガ其ノ輸入品ノ積載汽船ノ延着或ハ產地製造業者ノ積出延引等ノ爲メ九月三十日直後ニ入荷シタルガ故ニ相當迷惑ヲ蒙リタルモノアリシハ氣ノ毒ナリキ、之等ニ對シテハ再分配開始ノ爲メ斯ル事情下ノ個々ノ輸入業者ヲ認ムルコト不可能ナリキ。

一〇、馬來亞聯邦洲ノ附錄第一トシテ本書ニ添付セルモノハ馬來亞聯邦洲織物稅關並ニ消費稅技術顧問官ノ「同洲ニ於ケル割當ノ實

施及ソノ影響ニ關スル報告書ナリ、馬來亞聯邦洲ニ於テ、稅關檢査品ノ輸入ガ一〇〇％可能ナリシ事實ハ申告ノ內容及原產國名等ニ關シ輸入申告書ト現品ノ照合上、海峽植民地ニ於テハ到底實行シ難キ「アドヴアンテーヂ」ノ爲メナリ。

一一、附錄第二ハ「スケヂユール」所載國ノ品種別輸入數量ヲ表示スルモノナリ、「スケヂユール」所載外諸國ノ場合再分配無シ、但シ佛領印度支那ノミハ制限輸入免許證ヲ發行シ、其ノ割當量ニ近キモノガ輸入サレタリ。

一二、附錄第三ハ普通輸入免許證ヲ發給サレタル諸國ヨリノ輸入數量ヲ示スモノニシテ、是等ノ附表ハ何レモ一九三五年報告書ノ三A及三B表ト比較ナシ得ヘシ。

一三、再輸出倉庫搬入及搬出ノ管理ハ滿足ニ行ハレタリ、新嘉坡並彼南再輸出倉庫ニ於ケル各國ノ制限織布ノ搬出入及在庫數量表ハ毎月官報並貿易月報ニ發表サレタリ、新嘉坡ニ於テ、上半期中

特別官報並貿易品目報ニ發表セラレタリ、嘉坡ニ於テハ上半期中再輸出倉庫ニ於ケル各國ノ輸出量ハ一九三五年ノ上半期ニ比シ約一〇%減少シ、再輸出倉庫數量ハ減少シ出入貨物ノ輸出入量ハ相當增加シ、並嘉坡ニ於テハ輸入貨物ノ輸出入量ハ一九三五年ノ上半期ニ比シ約一三

一四、中繊貿易ノ如ク、正味輸入量並ニ之ノ算定方法ハ前回ノ報告書ニ所載セシモノト同一ナルヲ以テ別段ヲ加ヘザル旨茲ニ明カニス。

年度ヨリハ輸出繊維品並ニ輸出繊維ノ統計ヲ別ニ掲ゲテ、一九三七年ニ於ケル輸出繊維品ノ數量ハ輸入繊維品ノ數量ニ比シ僅ニ一〇分ノ一ニ過ギザルモノアリ。

一五、輸入繊維品ノ數量ハ、公表統計ニ基ク再輸出分ヲ差引キタル輸入量ニ對シ、一九三七年ニ於ケル輸入繊維品ノ數量ハ前年ニ比シ約一〇分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一六、輸出繊維品ノ數量ハ、之ト同一期間ニ於ケル輸入繊維品ノ數量ニ比シ、約一〇分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一七、輸入繊維品ノ數量ハ、輸出繊維品ノ數量ニ比シ、一九三七年ニ於テ約一〇分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一八、輸入繊維品ノ數量ハ、一九三七年ニ於テ、一九三五年ニ比シ約四分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一九、輸入繊維品ノ數量ハ、一九三五年ニ於テ、一九三四年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二〇、輸入繊維品ノ數量ハ、一九三四年ニ於テ、一九三三年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二一、輸入繊維品ノ數量ハ、一九三三年ニ於テ、一九三二年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二二、輸入繊維品ノ數量ハ、一九三二年ニ於テ、一九三一年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二三、輸入繊維品ノ數量ハ、一九三一年ニ於テ、一九三〇年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二四、輸入繊維品ノ數量ハ、一九三〇年ニ於テ、一九二九年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二五、輸入繊維品ノ數量ハ、一九二九年ニ於テ、一九二八年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二六、輸入繊維品ノ數量ハ、一九二八年ニ於テ、一九二七年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二七、輸入繊維品ノ數量ハ、一九二七年ニ於テ、一九二六年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二八、輸入繊維品ノ數量ハ、一九二六年ニ於テ、一九二五年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二九、輸入繊維品ノ數量ハ、一九二五年ニ於テ、一九二四年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

三〇、輸入繊維品ノ數量ハ、一九二四年ニ於テ、一九二三年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

三一、輸入繊維品ノ數量ハ、一九二三年ニ於テ、一九二二年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

三二、輸入繊維品ノ數量ハ、一九二二年ニ於テ、一九二一年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

三三、輸入繊維品ノ數量ハ、一九二一年ニ於テ、一九二〇年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

三四、輸入繊維品ノ數量ハ、一九二〇年ニ於テ、一九一九年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

三五、輸入繊維品ノ數量ハ、一九一九年ニ於テ、一九一八年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

三六、輸入繊維品ノ數量ハ、一九一八年ニ於テ、一九一七年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

三七、輸入繊維品ノ數量ハ、一九一七年ニ於テ、一九一六年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

三八、輸入繊維品ノ數量ハ、一九一六年ニ於テ、一九一五年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

三九、輸入繊維品ノ數量ハ、一九一五年ニ於テ、一九一四年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

四〇、輸入繊維品ノ數量ハ、一九一四年ニ於テ、一九一三年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

四一、輸入繊維品ノ數量ハ、一九一三年ニ於テ、一九一二年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

四二、輸入繊維品ノ數量ハ、一九一二年ニ於テ、一九一一年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

四三、輸入繊維品ノ數量ハ、一九一一年ニ於テ、一九一〇年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

四四、輸入繊維品ノ數量ハ、一九一〇年ニ於テ、一九〇九年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

四五、輸入繊維品ノ數量ハ、一九〇九年ニ於テ、一九〇八年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

四六、輸入繊維品ノ數量ハ、一九〇八年ニ於テ、一九〇七年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

四七、輸入繊維品ノ數量ハ、一九〇七年ニ於テ、一九〇六年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

四八、輸入繊維品ノ數量ハ、一九〇六年ニ於テ、一九〇五年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

四九、輸入繊維品ノ數量ハ、一九〇五年ニ於テ、一九〇四年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

五〇、輸入繊維品ノ數量ハ、一九〇四年ニ於テ、一九〇三年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

五一、輸入繊維品ノ數量ハ、一九〇三年ニ於テ、一九〇二年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

五二、輸入繊維品ノ數量ハ、一九〇二年ニ於テ、一九〇一年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

五三、輸入繊維品ノ數量ハ、一九〇一年ニ於テ、一九〇〇年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

五四、輸入繊維品ノ數量ハ、一九〇〇年ニ於テ、一八九九年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

五五、輸入繊維品ノ數量ハ、一八九九年ニ於テ、一八九八年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

五六、輸入繊維品ノ數量ハ、一八九八年ニ於テ、一八九七年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

五七、輸入繊維品ノ數量ハ、一八九七年ニ於テ、一八九六年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

五八、輸入繊維品ノ數量ハ、一八九六年ニ於テ、一八九五年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

五九、輸入繊維品ノ數量ハ、一八九五年ニ於テ、一八九四年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

六〇、輸入繊維品ノ數量ハ、一八九四年ニ於テ、一八九三年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

六一、輸入繊維品ノ數量ハ、一八九三年ニ於テ、一八九二年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

六二、輸入繊維品ノ數量ハ、一八九二年ニ於テ、一八九一年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

六三、輸入繊維品ノ數量ハ、一八九一年ニ於テ、一八九〇年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

六四、輸入繊維品ノ數量ハ、一八九〇年ニ於テ、一八八九年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

六五、輸入繊維品ノ數量ハ、一八八九年ニ於テ、一八八八年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

六六、輸入繊維品ノ數量ハ、一八八八年ニ於テ、一八八七年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

六七、輸入繊維品ノ數量ハ、一八八七年ニ於テ、一八八六年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

六八、輸入繊維品ノ數量ハ、一八八六年ニ於テ、一八八五年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

六九、輸入繊維品ノ數量ハ、一八八五年ニ於テ、一八八四年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

七〇、輸入繊維品ノ數量ハ、一八八四年ニ於テ、一八八三年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

七一、輸入繊維品ノ數量ハ、一八八三年ニ於テ、一八八二年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

七二、輸入繊維品ノ數量ハ、一八八二年ニ於テ、一八八一年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

七三、輸入繊維品ノ數量ハ、一八八一年ニ於テ、一八八〇年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

七四、輸入繊維品ノ數量ハ、一八八〇年ニ於テ、一八七九年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

七五、輸入繊維品ノ數量ハ、一八七九年ニ於テ、一八七八年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

七六、輸入繊維品ノ數量ハ、一八七八年ニ於テ、一八七七年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

七七、輸入繊維品ノ數量ハ、一八七七年ニ於テ、一八七六年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

七八、輸入繊維品ノ數量ハ、一八七六年ニ於テ、一八七五年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

七九、輸入繊維品ノ數量ハ、一八七五年ニ於テ、一八七四年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

八〇、輸入繊維品ノ數量ハ、一八七四年ニ於テ、一八七三年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

八一、輸入繊維品ノ數量ハ、一八七三年ニ於テ、一八七二年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

八二、輸入繊維品ノ數量ハ、一八七二年ニ於テ、一八七一年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

八三、輸入繊維品ノ數量ハ、一八七一年ニ於テ、一八七〇年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

八四、輸入繊維品ノ數量ハ、一八七〇年ニ於テ、一八六九年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

八五、輸入繊維品ノ數量ハ、一八六九年ニ於テ、一八六八年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

八六、輸入繊維品ノ數量ハ、一八六八年ニ於テ、一八六七年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

八七、輸入繊維品ノ數量ハ、一八六七年ニ於テ、一八六六年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

八八、輸入繊維品ノ數量ハ、一八六六年ニ於テ、一八六五年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

八九、輸入繊維品ノ數量ハ、一八六五年ニ於テ、一八六四年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

九〇、輸入繊維品ノ數量ハ、一八六四年ニ於テ、一八六三年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

九一、輸入繊維品ノ數量ハ、一八六三年ニ於テ、一八六二年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

九二、輸入繊維品ノ數量ハ、一八六二年ニ於テ、一八六一年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

九三、輸入繊維品ノ數量ハ、一八六一年ニ於テ、一八六〇年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

九四、輸入繊維品ノ數量ハ、一八六〇年ニ於テ、一八五九年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

九五、輸入繊維品ノ數量ハ、一八五九年ニ於テ、一八五八年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

九六、輸入繊維品ノ數量ハ、一八五八年ニ於テ、一八五七年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

九七、輸入繊維品ノ數量ハ、一八五七年ニ於テ、一八五六年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

九八、輸入繊維品ノ數量ハ、一八五六年ニ於テ、一八五五年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

九九、輸入繊維品ノ數量ハ、一八五五年ニ於テ、一八五四年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一〇〇、輸入繊維品ノ數量ハ、一八五四年ニ於テ、一八五三年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一〇一、輸入繊維品ノ數量ハ、一八五三年ニ於テ、一八五二年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一〇二、輸入繊維品ノ數量ハ、一八五二年ニ於テ、一八五一年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一〇三、輸入繊維品ノ數量ハ、一八五一年ニ於テ、一八五〇年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一〇四、輸入繊維品ノ數量ハ、一八五〇年ニ於テ、一八四九年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一〇五、輸入繊維品ノ數量ハ、一八四九年ニ於テ、一八四八年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一〇六、輸入繊維品ノ數量ハ、一八四八年ニ於テ、一八四七年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一〇七、輸入繊維品ノ數量ハ、一八四七年ニ於テ、一八四六年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一〇八、輸入繊維品ノ數量ハ、一八四六年ニ於テ、一八四五年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一〇九、輸入繊維品ノ數量ハ、一八四五年ニ於テ、一八四四年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一一〇、輸入繊維品ノ數量ハ、一八四四年ニ於テ、一八四三年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一一一、輸入繊維品ノ數量ハ、一八四三年ニ於テ、一八四二年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一一二、輸入繊維品ノ數量ハ、一八四二年ニ於テ、一八四一年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一一三、輸入繊維品ノ數量ハ、一八四一年ニ於テ、一八四〇年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一一四、輸入繊維品ノ數量ハ、一八四〇年ニ於テ、一八三九年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一一五、輸入繊維品ノ數量ハ、一八三九年ニ於テ、一八三八年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一一六、輸入繊維品ノ數量ハ、一八三八年ニ於テ、一八三七年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一一七、輸入繊維品ノ數量ハ、一八三七年ニ於テ、一八三六年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一一八、輸入繊維品ノ數量ハ、一八三六年ニ於テ、一八三五年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一一九、輸入繊維品ノ數量ハ、一八三五年ニ於テ、一八三四年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一二〇、輸入繊維品ノ數量ハ、一八三四年ニ於テ、一八三三年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一二一、輸入繊維品ノ數量ハ、一八三三年ニ於テ、一八三二年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一二二、輸入繊維品ノ數量ハ、一八三二年ニ於テ、一八三一年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一二三、輸入繊維品ノ數量ハ、一八三一年ニ於テ、一八三〇年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一二四、輸入繊維品ノ數量ハ、一八三〇年ニ於テ、一八二九年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一二五、輸入繊維品ノ數量ハ、一八二九年ニ於テ、一八二八年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一二六、輸入繊維品ノ數量ハ、一八二八年ニ於テ、一八二七年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一二七、輸入繊維品ノ數量ハ、一八二七年ニ於テ、一八二六年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一二八、輸入繊維品ノ數量ハ、一八二六年ニ於テ、一八二五年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一二九、輸入繊維品ノ數量ハ、一八二五年ニ於テ、一八二四年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一三〇、輸入繊維品ノ數量ハ、一八二四年ニ於テ、一八二三年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一三一、輸入繊維品ノ數量ハ、一八二三年ニ於テ、一八二二年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一三二、輸入繊維品ノ數量ハ、一八二二年ニ於テ、一八二一年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一三三、輸入繊維品ノ數量ハ、一八二一年ニ於テ、一八二〇年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一三四、輸入繊維品ノ數量ハ、一八二〇年ニ於テ、一八一九年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一三五、輸入繊維品ノ數量ハ、一八一九年ニ於テ、一八一八年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一三六、輸入繊維品ノ數量ハ、一八一八年ニ於テ、一八一七年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一三七、輸入繊維品ノ數量ハ、一八一七年ニ於テ、一八一六年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一三八、輸入繊維品ノ數量ハ、一八一六年ニ於テ、一八一五年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一三九、輸入繊維品ノ數量ハ、一八一五年ニ於テ、一八一四年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一四〇、輸入繊維品ノ數量ハ、一八一四年ニ於テ、一八一三年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一四一、輸入繊維品ノ數量ハ、一八一三年ニ於テ、一八一二年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一四二、輸入繊維品ノ數量ハ、一八一二年ニ於テ、一八一一年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一四三、輸入繊維品ノ數量ハ、一八一一年ニ於テ、一八一〇年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一四四、輸入繊維品ノ數量ハ、一八一〇年ニ於テ、一八〇九年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一四五、輸入繊維品ノ數量ハ、一八〇九年ニ於テ、一八〇八年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一四六、輸入繊維品ノ數量ハ、一八〇八年ニ於テ、一八〇七年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一四七、輸入繊維品ノ數量ハ、一八〇七年ニ於テ、一八〇六年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一四八、輸入繊維品ノ數量ハ、一八〇六年ニ於テ、一八〇五年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一四九、輸入繊維品ノ數量ハ、一八〇五年ニ於テ、一八〇四年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一五〇、輸入繊維品ノ數量ハ、一八〇四年ニ於テ、一八〇三年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一五一、輸入繊維品ノ數量ハ、一八〇三年ニ於テ、一八〇二年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一五二、輸入繊維品ノ數量ハ、一八〇二年ニ於テ、一八〇一年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一五三、輸入繊維品ノ數量ハ、一八〇一年ニ於テ、一八〇〇年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一五四、輸入繊維品ノ數量ハ、一八〇〇年ニ於テ、一七九九年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一五五、輸入繊維品ノ數量ハ、一七九九年ニ於テ、一七九八年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一五六、輸入繊維品ノ數量ハ、一七九八年ニ於テ、一七九七年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一五七、輸入繊維品ノ數量ハ、一七九七年ニ於テ、一七九六年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一五八、輸入繊維品ノ數量ハ、一七九六年ニ於テ、一七九五年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一五九、輸入繊維品ノ數量ハ、一七九五年ニ於テ、一七九四年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一六〇、輸入繊維品ノ數量ハ、一七九四年ニ於テ、一七九三年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一六一、輸入繊維品ノ數量ハ、一七九三年ニ於テ、一七九二年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一六二、輸入繊維品ノ數量ハ、一七九二年ニ於テ、一七九一年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一六三、輸入繊維品ノ數量ハ、一七九一年ニ於テ、一七九〇年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一六四、輸入繊維品ノ數量ハ、一七九〇年ニ於テ、一七八九年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一六五、輸入繊維品ノ數量ハ、一七八九年ニ於テ、一七八八年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一六六、輸入繊維品ノ數量ハ、一七八八年ニ於テ、一七八七年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一六七、輸入繊維品ノ數量ハ、一七八七年ニ於テ、一七八六年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一六八、輸入繊維品ノ數量ハ、一七八六年ニ於テ、一七八五年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一六九、輸入繊維品ノ數量ハ、一七八五年ニ於テ、一七八四年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一七〇、輸入繊維品ノ數量ハ、一七八四年ニ於テ、一七八三年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一七一、輸入繊維品ノ數量ハ、一七八三年ニ於テ、一七八二年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一七二、輸入繊維品ノ數量ハ、一七八二年ニ於テ、一七八一年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一七三、輸入繊維品ノ數量ハ、一七八一年ニ於テ、一七八〇年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一七四、輸入繊維品ノ數量ハ、一七八〇年ニ於テ、一七七九年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一七五、輸入繊維品ノ數量ハ、一七七九年ニ於テ、一七七八年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一七六、輸入繊維品ノ數量ハ、一七七八年ニ於テ、一七七七年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一七七、輸入繊維品ノ數量ハ、一七七七年ニ於テ、一七七六年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一七八、輸入繊維品ノ數量ハ、一七七六年ニ於テ、一七七五年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一七九、輸入繊維品ノ數量ハ、一七七五年ニ於テ、一七七四年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一八〇、輸入繊維品ノ數量ハ、一七七四年ニ於テ、一七七三年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一八一、輸入繊維品ノ數量ハ、一七七三年ニ於テ、一七七二年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一八二、輸入繊維品ノ數量ハ、一七七二年ニ於テ、一七七一年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一八三、輸入繊維品ノ數量ハ、一七七一年ニ於テ、一七七〇年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一八四、輸入繊維品ノ數量ハ、一七七〇年ニ於テ、一七六九年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一八五、輸入繊維品ノ數量ハ、一七六九年ニ於テ、一七六八年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一八六、輸入繊維品ノ數量ハ、一七六八年ニ於テ、一七六七年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一八七、輸入繊維品ノ數量ハ、一七六七年ニ於テ、一七六六年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一八八、輸入繊維品ノ數量ハ、一七六六年ニ於テ、一七六五年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一八九、輸入繊維品ノ數量ハ、一七六五年ニ於テ、一七六四年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一九〇、輸入繊維品ノ數量ハ、一七六四年ニ於テ、一七六三年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一九一、輸入繊維品ノ數量ハ、一七六三年ニ於テ、一七六二年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一九二、輸入繊維品ノ數量ハ、一七六二年ニ於テ、一七六一年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一九三、輸入繊維品ノ數量ハ、一七六一年ニ於テ、一七六〇年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一九四、輸入繊維品ノ數量ハ、一七六〇年ニ於テ、一七五九年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一九五、輸入繊維品ノ數量ハ、一七五九年ニ於テ、一七五八年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一九六、輸入繊維品ノ數量ハ、一七五八年ニ於テ、一七五七年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一九七、輸入繊維品ノ數量ハ、一七五七年ニ於テ、一七五六年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一九八、輸入繊維品ノ數量ハ、一七五六年ニ於テ、一七五五年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

一九九、輸入繊維品ノ數量ハ、一七五五年ニ於テ、一七五四年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二〇〇、輸入繊維品ノ數量ハ、一七五四年ニ於テ、一七五三年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二〇一、輸入繊維品ノ數量ハ、一七五三年ニ於テ、一七五二年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二〇二、輸入繊維品ノ數量ハ、一七五二年ニ於テ、一七五一年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二〇三、輸入繊維品ノ數量ハ、一七五一年ニ於テ、一七五〇年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二〇四、輸入繊維品ノ數量ハ、一七五〇年ニ於テ、一七四九年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二〇五、輸入繊維品ノ數量ハ、一七四九年ニ於テ、一七四八年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二〇六、輸入繊維品ノ數量ハ、一七四八年ニ於テ、一七四七年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二〇七、輸入繊維品ノ數量ハ、一七四七年ニ於テ、一七四六年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二〇八、輸入繊維品ノ數量ハ、一七四六年ニ於テ、一七四五年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二〇九、輸入繊維品ノ數量ハ、一七四五年ニ於テ、一七四四年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二一〇、輸入繊維品ノ數量ハ、一七四四年ニ於テ、一七四三年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二一一、輸入繊維品ノ數量ハ、一七四三年ニ於テ、一七四二年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二一二、輸入繊維品ノ數量ハ、一七四二年ニ於テ、一七四一年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二一三、輸入繊維品ノ數量ハ、一七四一年ニ於テ、一七四〇年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二一四、輸入繊維品ノ數量ハ、一七四〇年ニ於テ、一七三九年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二一五、輸入繊維品ノ數量ハ、一七三九年ニ於テ、一七三八年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二一六、輸入繊維品ノ數量ハ、一七三八年ニ於テ、一七三七年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二一七、輸入繊維品ノ數量ハ、一七三七年ニ於テ、一七三六年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二一八、輸入繊維品ノ數量ハ、一七三六年ニ於テ、一七三五年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二一九、輸入繊維品ノ數量ハ、一七三五年ニ於テ、一七三四年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二二〇、輸入繊維品ノ數量ハ、一七三四年ニ於テ、一七三三年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二二一、輸入繊維品ノ數量ハ、一七三三年ニ於テ、一七三二年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二二二、輸入繊維品ノ數量ハ、一七三二年ニ於テ、一七三一年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二二三、輸入繊維品ノ數量ハ、一七三一年ニ於テ、一七三〇年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二二四、輸入繊維品ノ數量ハ、一七三〇年ニ於テ、一七二九年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二二五、輸入繊維品ノ數量ハ、一七二九年ニ於テ、一七二八年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二二六、輸入繊維品ノ數量ハ、一七二八年ニ於テ、一七二七年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二二七、輸入繊維品ノ數量ハ、一七二七年ニ於テ、一七二六年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二二八、輸入繊維品ノ數量ハ、一七二六年ニ於テ、一七二五年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二二九、輸入繊維品ノ數量ハ、一七二五年ニ於テ、一七二四年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二三〇、輸入繊維品ノ數量ハ、一七二四年ニ於テ、一七二三年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二三一、輸入繊維品ノ數量ハ、一七二三年ニ於テ、一七二二年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二三二、輸入繊維品ノ數量ハ、一七二二年ニ於テ、一七二一年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二三三、輸入繊維品ノ數量ハ、一七二一年ニ於テ、一七二〇年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二三四、輸入繊維品ノ數量ハ、一七二〇年ニ於テ、一七一九年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二三五、輸入繊維品ノ數量ハ、一七一九年ニ於テ、一七一八年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二三六、輸入繊維品ノ數量ハ、一七一八年ニ於テ、一七一七年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二三七、輸入繊維品ノ數量ハ、一七一七年ニ於テ、一七一六年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二三八、輸入繊維品ノ數量ハ、一七一六年ニ於テ、一七一五年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二三九、輸入繊維品ノ數量ハ、一七一五年ニ於テ、一七一四年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二四〇、輸入繊維品ノ數量ハ、一七一四年ニ於テ、一七一三年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二四一、輸入繊維品ノ數量ハ、一七一三年ニ於テ、一七一二年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二四二、輸入繊維品ノ數量ハ、一七一二年ニ於テ、一七一一年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二四三、輸入繊維品ノ數量ハ、一七一一年ニ於テ、一七一〇年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二四四、輸入繊維品ノ數量ハ、一七一〇年ニ於テ、一七〇九年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二四五、輸入繊維品ノ數量ハ、一七〇九年ニ於テ、一七〇八年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二四六、輸入繊維品ノ數量ハ、一七〇八年ニ於テ、一七〇七年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二四七、輸入繊維品ノ數量ハ、一七〇七年ニ於テ、一七〇六年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二四八、輸入繊維品ノ數量ハ、一七〇六年ニ於テ、一七〇五年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二四九、輸入繊維品ノ數量ハ、一七〇五年ニ於テ、一七〇四年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二五〇、輸入繊維品ノ數量ハ、一七〇四年ニ於テ、一七〇三年ニ比シ約三分ノ一ノ減少ヲ示シタリ。

二五一、輸入繊維品ノ數量ハ、一七〇三年ニ於テ、一七〇二年ニ比シ約三分

B＝諸外國織物＝正味輸入數量＝　五四、九六三、八二一碼

C＝外國織物ノ再輸出倉庫在荷ノ數量ノ變動（A－B－D）

D＝再輸出倉庫ヨリノ外國織物再輸出數量（積替品ヲ含ム）

右公式ヲ以テスレバ前年度報告書中三六、〇五七、九八五碼ハ「備考」公式ニヨレバ〇ニ六、三〇三、二八八碼ノ誤算ヲ生ジ、インド全量ガ日本品ニシテ極メテ四七、三一六、六〇二碼ノ爲メ輸入織物ノ「店渡シ」再輸出數量ハ「ライセンス」ニヨル

E＝外國製及英帝國製諸織物ノ再輸出數量合計（計數字ニヨリD＝F＝英國ヨリノ織物輸入總數量　五五、二九三、四六八碼（ライセンス）

X＝英國織物ノ再輸出數量（E－D）　一一、二五八、六一七碼

Y＝英國織物ノ正味輸入數量　九三五、四四、〇三四、八五一碼

A、B、C、D、E、Fハ數量分明セルモX及Yハ不明ナリ、

今Yノ價ヲ求メシニ　九三五年ノ五〇五、三八八、二六碼ヨリ一九三六明カニ三一、六〇〇、二二二碼ニ減少セリ、再輸出倉庫渡取引ニ依ル

然シ　X＝E－X
Y＝E－E＋D

「備考」公式ニヨレバCハ三、〇二二、八八八ナルモ然シ實際ノ數字ハ、一、五七四、八〇七ナリ、Cハ X及Yノ算定中ニ入レズ。

右公式ヲ以テスレバ前年度報告書中ニ觸レタルガ如キ違算ヲ生ズ惧レアリ、卽チ吾人ハ再輸出倉庫ニ關スル統計數字ニヨリD ハ殆ンド全量ガ日本品ニシテ極メテ少量ノ外國品ガ檢査ノ爲メ入庫サレタル程度ニ過ギザルコトヲ知ル、一方「ライセンス」需要比較的小ナル他ノ外國品ノ場合ニハ「ライセンス」ニヨル輸入織物ノ「店渡シ」再輸出數量ガ（多分少量）當然アル筈ナリ、故ニ重要キル點ハYハ一九三五年ノ三二、〇〇八、五三八碼ニ比シ一九三六年ハ四四、〇三四、八五一碼ニ增加セルコトナリ、織物再輸出量總計ハ一九三五年ノ五〇、五三八、八二六碼ヨリ一九三六年四七、三一六、六〇二碼ニ減少セリ、再輸出倉庫渡取引ニ依ル